スポーツ政策の形成過程に関する一研究

——オリンピック東京大会選手村の選定過程を対象に

尾崎正峰

プロローグ——代々木女子選手村のスケッチ

渋谷区代々木に建設された東京オリンピック女子選手村の職員として、五二日間にわたって選手たちと生活をともにした奥山眞は、四半世紀前の女子選手村の出来事を振り返り、回想録をまとめている。(1) 奥山は、自らにとっても、そして、日本にとってもまったく初めての経験であることから生じるとまどいや失敗談を含めて、女子選手村での経験を「日本女性にとっては女性史始まって以来の草の根レベルの多くの女性が参加した国際的イベント」であり「女子外国選手と共に生活する中で、多くの文化的価値や生活様式の相違を身近に体験した」機会であったと記している。(2) ここで、「女子選手村の生活の中には人種・国境を越えた人間の素朴な姿とその美しさ、楽しさがあった」(3) とする奥

山の回想から、女子選手村の生活をかいま見てみよう。

「選手達の生活は規則正しくて健康的だ。朝は早起き」。しかも「選手村で催される色々の催物や外からの沢山のご招待にも競技が終わるまでは目もくれないで、〝この日のために〟の総仕上げに余念がない」[4]という部分は、われわれが、ふつうオリンピック選手に対して抱くイメージに重なる。しかし、女子選手村における選手の生活は、当然のことながら練習と競技にのみ収斂していたわけではなかった。厳しい態度で望んでいた選手たちも、競技を終えた後には別の顔をのぞかせていたことがうかがえる。また、厳しい練習の合間を縫って、日本文化に親しむ機会を存分に楽しんでいる姿、言ってみれば、選手たちのもっと生の姿がそこかしこから伝わってくる。

奥山が、ふだんはトレーニング着で闊歩し、力強さが前面に出ている女子選手たちのなかに万国共通の「娘心」を見た場面は、ビューティー・サロンと着物の着付け会であった。ビューティー・サロンは常に大賑わい。フランスの水泳選手などは、プールにはいれば髪型などすぐにこわれてしまうのに、それでも二日と空けずサロンにやってくる。着物の着付け会は、行列ができるほどの盛況ぶりを見せ、着物姿を撮影した自分の写真のできあがるのを心待ちにし、できあがった写真を大喜びで手にしていた。

この着付け会をはじめとして、女子選手村ではさまざまな催しが開かれていた。東京オリンピック当時においては、多くの選手にとって、とくに欧米諸国の選手にとって、日本はまさに「極東」、すなわち"Far East"の国であり、日本という国にたいするイメージははなはだ希薄なものであったろう（ただし、数多くの選手のなかにはアイルランドの陸上選手のように「日本に来ることになって一番楽しみにしていたのは生け花を直接見ること」という「日本通」の選手もいた）。そうしたことへの配慮もあってか、茶の湯、生け花、琴の演奏、日本画、習字、折り紙、等々、いわゆる「日本文化紹介」のオンパレードの様相を呈していたことがうかがえる。選手たちの反応は、おそるおそる、

物珍しさ、興味津々、等々、千差万別であったが、実演を含めたこれらの催しは好評であった。[5]

奥山の回想からは、競技会場において、それまで日本では見ることができなかったハイレベルの競技を人々の目の前で披露し、多くの感動を与え続けた選手たちのもうひとつの顔を見ることができる。

選手たちの生の姿が刻み込まれた代々木選手村。かつてないほどの多くの国々の人々が集い、厳しさとのどかさと華やかさが綯い交ぜとなり、さまざまな人間模様が繰り広げられた舞台は、もしかすると別の地であったかもしれない。日本におけるスポーツ政策の典型ともいうべき国家的事業としての東京オリンピック開催までの過程において、選手村の建設地として代々木に落ち着くまでには紆余曲折があり、そこにはさまざまな立場や層の思惑が絡み合っていたのである。

(1) 奥山眞『東京オリンピック女子選手村』、国書刊行会、一九八八。
(2) 同前、一〇頁。
(3) 同前、一二頁。
(4) 同前、五七頁。
(5) 同前、三五～四九頁。

序　東京オリンピックとスポーツ政策研究

体育・スポーツ研究の分野のなかで、やや遅れて出発したということができるスポーツ政策研究、とくに戦後日本のスポーツ政策を対象とした研究も、一九七〇年代以降、一定程度の蓄積が図られてきている。[1] これらの研究のなか

で、東京オリンピックの招致から開催に至るまでの時期を対象とし、その時期のスポーツ政策の展開過程、および背景にひとつの重点をおいて論じているものについてその概要を見ておこう。

日本体育協会（以下、日体協）研究を中心に、現代日本のスポーツ政策を精力的に論じてきた関春南は、戦後改革期から東京オリンピック開催までの過程を「オリンピック至上主義」への転換として特徴づけている。[2] ここでいう「オリンピック至上主義」とは、関の定義によれば「国民大衆のスポーツ要求を犠牲にするなかでオリンピックを遂行しようとする考え」と解される。[3] 関は、戦後の日体協が「清瀬構想」[4]の名のもとにスポーツの民主化と大衆化を図るべく活動を展開し始めたにもかかわらず、日体協の組織としての特性、そして、占領政策の転換と国際情勢の変化、それに伴う日本の政治状況の変化のなかで、徐々に「大衆化路線」を放棄し、競技力偏重、そして、オリンピック重視へと方針転換がなされていく過程について批判的な考察を加えている。[5]

草深直臣も、関と同じく、体育・スポーツの戦後改革を評価する立場から、戦後の体育・スポーツ改革に関わる占領軍関連文書を引きながら、その構想を検討している。また、日体協だけでなく文部省を中心とする国家行政機構の変遷にも目を配りながら、戦後改革時のスポーツ政策の展開過程を明らかにしている。[6] 国家政策としてオリンピックに重点が移されていく点については、一九五二年のヘルシンキオリンピック大会と一九五四年のマニラアジア大会を「オリンピシズムの醸成」へ向かう大きな転機としてとらえている。ここでいう「オリンピシズム」とは、「単にオリンピック至上主義を意味するものではなく、以下三つの特徴＝国民思想総動員、勝利至上主義、財政投資を兼ねそなえた、『オリンピック』という名を冠した社会構造変質体制を意味」[7]している。法制度の面から見て、アジア大会における補助金支出をめぐる社会教育法の「一部改正」、そして、一九五九年の社会教育法の「大改正」[8]を経て、オリンピック東京大会開催の準備過程において「オリンピシズムの浸透」が国家的に図られていくととらえている。

内海和雄も、日体協の戦後の展開過程と国家による社会体育政策、および、行政機構の変遷について詳細に検討を加えており、さらに、日本レクリエーション協会、マッカーサー元帥杯競技大会、労働組合体育大会などのように、それまで十分に取り上げられなかった事象についても、史資料を基に論述を進めている。そして、内海も、関や草深と同様に、戦後改革の理念が十分に実現されないまま、「オリンピック中心主義」が拡大し、オリンピックへ向けての総動員態勢が構築されていく過程を批判的に追っている。

以上見てきた三者の議論は、占領軍が主導する戦後改革のなかで、スポーツの民主化と大衆化の理念がスポーツ振興の要として提起され、法体系や国家行政組織が不十分ながらも整備され、民間レベルでは「清瀬構想」に象徴される日体協の活動が展開した。こうした戦後の日本スポーツの出発の姿は、当時の政治状況や国際動向にも影響を受けながら、次第に「変容」をきたし、オリンピック重視へと転換してきたという歴史認識、そして、「変容」にたいする批判的立場という点で一致している。筆者も、こうした歴史の把握については同意しうるものである。

ただし、こうした戦後日本のスポーツ政策の展開過程をマクロ的な視点からその「全体像」を描いていく作業の一方で、関のいう権力と被支配の国民のスポーツ要求との「矛盾の統一」[9]としてのスポーツ政策という視点からより具体的な事象の分析を細かに積み上げていく営為が必要である。そうでなければ、この章で見てきた先行研究の意図とは別に、たとえば「一般大衆は受動的に国家政策たるオリンピックに巻き込まれていった」というやや単純で図式的な、あるいは、静的な理解にとどまってしまうと思われる。

本稿では、以下に、戦後スポーツの復興過程、そのなかから生まれてきたオリンピック招致と準備過程、そして、とくにオリンピック選手村選定をめぐる過程を対象とし、それらの諸過程に関わった各層の動きとそこに込められたそれぞれの思惑が、どのような協調と対立のなかで、また、どのような妥協が図られるなかで、政策として具現化さ

れていったのかについて見ていくことにする。

（1）「戦後改革」の時期以降、現代日本におけるスポーツ政策を対象とした研究の主なものとして以下のものがある（著者の五十音順）。

＊内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』、不昧堂出版、一九九三。
＊江橋慎四郎「社会体育の進展」『戦後日本の教育改革一〇　社会教育』、東京大学出版会、一九七一。
＊川口智久「スポーツ大衆化の阻害条件　その一」『一橋大学研究年報　自然科学研究七』、一九六五。
＊草深直臣「戦後日本体育政策史序説　その一」『立命館大学人文科学研究所紀要二五』、一九七七。
＊草深直臣「戦後日本体育政策史序説　その二」『立命館大学人文科学研究所紀要二九』、一九七九。
＊草深直臣「現代日本社会体育行政の展開と課題」『立命館大学人文科学研究所紀要三九』、一九八五。
＊草深直臣「現代日本のスポーツ構造」『スポーツの自由と現代』上巻、青木書店、一九八六。
＊草深直臣「体育・スポーツの戦後改革」『スポーツの自由と現代』下巻、青木書店、一九八六。
＊草深直臣「体育・スポーツにとっての戦後」『戦後価値の再検討』、有斐閣、一九八六。
＊末永宏英「日本のスポーツ政策」『スポーツ社会学講義』、大修館書店、一九八八。
＊関春南「戦後日本のスポーツ政策」『一橋大学研究年報　経済学研究一四』、一九七〇。
＊関春南「スポーツ政策論研究序説」『一橋大学研究年報　経済学研究一九』、一九七五。
＊関春南「現代日本のスポーツ政策」『スポーツ政策』、大修館書店、一九七八。
＊関春南『戦後日本のスポーツ政策』、大修館書店、一九九七。
＊中山正吉「我が国のスポーツに関する財政政策1」『島根大学教育学部紀要　教育科学』第一五巻、一九八一。
＊中山正吉「我が国のスポーツに関する財政政策2」『島根大学教育学部紀要　教育科学』、第一六巻、一九八二。
＊中山正吉『地域のスポーツと政策』、大学教育出版、二〇〇〇。

＊西尾達雄『生涯スポーツの時代』、時潮社、一九九三。
＊宮畑虎彦『体育行政』、不昧堂書店、一九五八。
＊望月健一「社会体育の行財政」『現代社会体育論』、不昧堂、一九七七。
＊森川貞夫「スポーツ政策（史）研究の理論的諸問題」『スポーツ政策論』、道和書院、一九七八。
＊森川貞夫『スポーツ社会学』、青木書店、一九八〇。

（2）関春南「スポーツ政策論研究序説」『一橋大学研究年報　経済学研究一九』、一九七五。『戦後日本のスポーツ政策』、大修館書店、一九九七。

（3）同前、『戦後日本のスポーツ政策』、一一八頁。

（4）「清瀬構想」の考え方については、その中心人物である清瀬三郎理事長が、「文化国家の基調をなす体育を再興し、新日本建設に貢献することは、現在の体育人の努めであり、大日本体育会の根本的使命であらねばならぬ」と決意表明を表し、「元来、我国のスポーツは優秀選手の養成に専ら力が注がれて、スポーツの一般化に対しては十分な手が伸びていなかった」ことを反省し、「今後は日本の進む可きスポーツは大衆に根ざしたものでなければならない、基底の広いスポーツでなければならない。そこでスポーツに科学を付与してその健全な発達を促し大衆が安心して親しめるスポーツにしなければならないと考へる」と述べていることに端的に現れている。清瀬三郎「体育会の使命」『新体育』一九四六年八月九月合併号、目黒書店、一〜四頁。

（5）関前掲『戦後日本のスポーツ政策』「第一部オリンピック体制の確立」、参照。

（6）草深直臣「現代日本社会体育行政の展開と課題」『立命館大学人文科学研究所紀要三九』、一九八五。

（7）同前、三六頁。

（8）「大改正」といわれる一九五九年の社会教育法改正は、一九四九年制定時の第一三条「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、補助金を与えてはならない」を削除し、団体にたいする補助金交付を認めようとするものであった。これは、社会教育の戦後改革のなかで確立した「ノーサポート・ノーコントロール」の原則の大きな変更という側面をもっていた。補

助金交付という財政的な関係が、戦前の社会教育における国家と社会教化団体との関係の復活、あるいは、国家による団体の「統制」の復活につながるのではないかという危惧が各方面から提起されたが、最終的に、団体への補助金交付は認められることになった（横山宏、小林文人編著『社会教育法成立過程資料集成』、昭和出版、一九八一。姉崎洋一「社会教育の法と行政」、末本誠「社会教育関係団体」『新社会教育講義』、大空社、一九九一）。法「改正」をめぐって大きな論点となった補助金交付による行政権限の拡大と「統制」への危惧が表明される一方で、とくに一九七〇年代前後になって広がりを見せてきた住民の自主的な教育・文化・スポーツ活動の実態をとらえるなかで、資金援助を含む公的保障としてこの問題をとらえ、住民の学習権保障の観点に立って再解釈していこうとする試みも出てきた（千野陽一「社会教育関係法規の民主的解釈とその展開」『現代社会教育実践講座』第四巻、民衆社。小林文人「社会教育と法」『教育法を学ぶ』、有斐閣、一九七六）。

（9）関前掲書『戦後日本のスポーツ政策』、六七頁。

第一部　スポーツの戦後改革からオリンピック招致への道程

戦後の混乱から講和の時期を経て「奇跡の高度成長」を遂げていく過程のなかで、スポーツ界も「復興」の道を歩み、オリンピックへの「復帰」、そして、一九六四年のオリンピック開催決定を獲得するに至る。この第一部では、敗戦からオリンピック開催決定までのプロセスについて全体的な流れを整理しておく。

一　戦後の「開放・解放」の気分とスポーツの「隆盛」

第二次世界大戦の敗戦によって、日本社会はありとあらゆる面において大きなダメージを受けていた。それは、ス

ポーツにおいて例外であるはずもなかった。空襲によって焼け出され住む家もなく、食べるものとてない。物資の欠乏と不足は、敗戦を契機に好転するどころか逆に悪化の一途をたどっていた。スポーツを行うというにはあまりにも厳しい状況が人々に突きつけられていた。(1)

しかし、スポーツにたいする人々の熱意は決して沈滞していたわけではなかった。それどころか、食糧難で生命の維持すら危うい時代状況のなかにあっても、多くの人々がスポーツに向かっていた。(2) 坂上康博が「廃墟のなかのプレイボール」と表現したように、敗戦からわずか三ヶ月後の一一月二三日、神宮球場で戦後初のプロ野球の試合である「東西対抗戦」が開催され、当時のスター選手が出場し、六千人もの観客が押し寄せ、ラジオの実況中継も行われた。また、戦前はプロ野球をもしのぐ人気を誇っていた東京六大学野球は、それよりも一ヶ月早い一〇月二八日に、六大学OBによる紅白戦を神宮球場で開催し、一九四六年春にはリーグ戦が復活した。(3)

国の行政レベルにおいても、戦後直後の混乱にもかかわらず、一九四五年九月、文部省に体育局（体育課、勤労課、保健課）が復活し、翌四六年一月には体育局に社会体育を所管する振興課が設置された。こうした行政機構の整備とともに具体的なスポーツ振興施策も展開が図られた。一九四六年五月三〇日、文部省は「社会体育運動の実践下部機構である職場、職域、地域に運動団体の成立を促進し、それの健全な発展を助長する」こと、そして、そのための指導者の育成を目的とした「戦災都市（町）体育主事会議開催の件」を通達し、六月から七月にかけて、全国六都市を会場として開催された。また、同年六月には「体育担当地方事務官会議」が東京で開催され、「体育運動が従来までは学生と一部特定人の間でのみに行われており、社会体育としては貧弱であった」ため、「広く民衆の間に真に生活の内容としての体育運動を普及徹底」するための「体育指導者の充実強化、体育組織の整備、体育施設の充実」が決議された。(4) これらの諸会議の成果を総括する形で、一九四六年八月二五日、通達「社会体育実施に関する件」、およ

び「社会体育実施の参考」の公表が同時になされた。[5]

一方、民間レベルでは、日本スポーツの最大組織である大日本体育協会（現、日本体育協会の前身）は、「清瀬構想」のもと、「地方スポーツ懇談会」[6]の開催に続いて、一九四六年には京都を中心に第一回国民体育大会を開催し、物資の乏しいなか六千人もの選手が参加した。[7]

こうしたスポーツの「隆盛」、その背後にあるものは、民衆の「開放・解放」[8]の気分であった。ジョン・ダワーは、これを「何年もかかって教え込まれた超国家主義的な観念のことごとくが、敗戦と共に急速に脱ぎ捨てられてしまった」と表現した。[9]また、一九四五年八月一五日正午の「玉音放送」の瞬間を生きていた人々の思いを象徴的に記したものが「今や私の世界は明るく光にみちていた。夏の雲も、白樺の葉も、山も、町も、すべてはよろこびに溢れ、希望に輝いていた。私はその時が来るのを長い間のぞんでいた、しかしまさかそのときが来ようとは信じていなかった。すべての美しいものを踏みにじった軍靴、すべての理性を愚弄した権力、すべての自由を圧殺した軍国主義は、突然、悪夢のように消え、崩れ去ってしまった――とそのときの私は思った。これから私は生きはじめるだろう、もし生きるよろこびがあるとすれば、これからそれを知るだろう。私は歌いだしたかった」[10]という加藤周一の言葉であろう。

（1）広川禎秀「大衆運動と民衆」、赤澤史朗「社会の変化と戦後思想の出発」歴史学研究会編『日本同時代史一　敗戦と占領』、青木書店、一九九〇。ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』上下巻、岩波書店、二〇〇一。

（2）たとえば、大門重太郎「石川県の体育近況」『新体育』一九四六年七月号。高橋正五郎「愛知体育の構想」『新体育』一九四七年六月七月合併号、など。

（3）坂上康博『にっぽん野球の系譜学』、青弓社、二〇〇一、一九五～二〇三頁。

（4）「体育担当地方事務官会議録」『新体育』一九四六年七月号、目黒書店。

(5) 江橋慎四郎「社会体育の基礎」『社会体育』、第一法規、一九七二。島崎仁「戦後の体育・スポーツ振興策」『現代体育・スポーツ体系』第四巻、講談社、一九八四。

ここには、社会体育の戦後改革の理念が集約的に語られている。「体育の生活化」という言葉を掲げ、「常時実行することを主眼とする」こと、あるいは「体育運動は之を日常生活の中に融合せしめ、日々実践することに重点を置き、体育会、競技会等も平常の練習の一環として指導をなす」ことを基本的な考え方としている。具体的な内容としては、「社会体育振興のための三つの基本的柱」として「指導者、組織、施設」をあげ、さらに細目で一二項目をあげている。その後、一九五一年五月に「社会体育指導要項」が公表されるまで、社会体育振興の基本となった。

(6) 『日本体育協会五十年史』、日本体育協会、一九六三、八九頁。

(7) 平沼亮三会長による開会式の挨拶は、この当時のスポーツと社会の状況を簡潔に示すものである。「本大会開催の趣旨は、終戦以来全国に盛り上がったスポーツ振興の気運をいよいよ助成せしめて、国内体制民主化の線にそい、スポーツが本来の民主的性格を発揮して国民の各層に浸透し、明朗な国民生活の樹立によって国力の再建に、寄与せしめんとするにあります。翻って我々の日常生活に眼を転じてみますと、平和日本出発の時期にあたりまして、尚民生の安定は緒につかず、生活の条件は未だ必ずしも容易なるものではありません。然も尚前途にさまざまな困難を予想されるものであります。」大日本体育会『第一回国民体育大会報告書』、一九四七、一頁。

(8) 「開放」か「解放」か。それは、松本重治の「負けとった民主主義」という表現にたいして、中村政則が「『負けとった民主主義』とは論理矛盾で、あまりにつらい表現であるが、その意味するところは深い。この『負けとった民主主義』を勝ちとった民主主義、つまり本来の民主主義にかえていく思想的・政治的営みは、今日でも依然としてわれわれの課題でありつづけているのである」と提起した論点につながる（中村政則「占領とはなんだったのか」歴史学研究会編『日本同時代史二　占領政策の転換と講和』、青木書店、一九九〇、二四七～二四八頁）。

この「占領とはなんだったのか」「戦後民主主義とは何であったのか」という論点は現在にまで続く大きなものであり、ここではこれ以上論じることはできないが、この論点と通底する、戦後における「スポーツの民主化」の主体の問題という課題

については、草深直臣「戦後日本体育政策史序説　その一」『立命館大学人文科学研究所紀要二五』、一九七七、などを参照。

(9) 前掲書(1)『敗北を抱きしめて』上巻、一四四頁。

(10) 加藤周一『羊の歌』、岩波書店（岩波新書）、一九六八、二一八頁。

二　国際舞台への「復帰」

(一)「戦後スポーツ」と「復興」との「二重焼き」

前項で述べたような、混乱の極にあった厳しい社会状況や生活条件のなかにあっても多くの人々がスポーツへと向かった背景には、スポーツが「暗い」世相のなかにあって「明るい」話題と活力を与えてくれるものとの期待があったことは想像に難くない。そんななか、古橋広之進が「フジヤマのトビウオ」の異名をいただき、水泳競技の世界記録を次々に更新していく姿に多くの人々が熱狂した。人々の胸の中で「開放・解放」の気分と敗戦による絶望感や「虚脱」[1]とが綯い交ぜとなっていた頃、スポーツ選手の国際レベルでの活躍は、日本の「復興」への希望を「二重焼き」にしてイメージさせるには格好の素材であった。

「二重焼き」の思いを、スポーツ関係者は次のように表現していた。

当時の体育・スポーツ分野での理論的指導者の一人であり、東京体育専門学校校長（当時）であった大谷武一は「民主主義を、徹底させる上から考へても、弘く国民の間に健全なスポーツを普及させることは、極めて有効な方法だと思ふ……明朗にして、健全なスポーツが、日本の津々浦々にまで普く行きわたった秋、はじめて、日本国民は、民主主義の基盤の上に、しっかりと起ち上がることになるわけである」と述べた。[2]前出の第一回国民体育大会の開会

式における平沼会長の挨拶では「願くは本大会を通じ……スポーツ精神の神髄を発揮して国民感情昂揚に寄与せられんことを、そして又これを諸君の逞しい生活意欲の原動力として、平和日本建設の前途に大いに貢献あらんことを」[3]と呼びかけていた。また、文部省「第一回国民体育大会に関する件」[4]においても「国民体育の振興と国民士気の昂揚に役立ち、ひいては平和的、文化的国家の建設に寄与する」と述べられている。

スポーツにたいする期待は、以上のような文部省をはじめとする政府（官）や日体協などの民のレベルだけではなく、政治（政）の世界においても同様であった。一九四六年五月、民間におけるスポーツ振興のための行政官庁の整備や民間スポーツ組織の充実を企図して、超党派の議員による会合がもたれ、六月には大日本体育会との懇談が初めて開催された[5]。こうした会合がもたれたことは、政治の領域においてもスポーツに関することがらが課題として意識されていたことの現れととらえられよう。

このように、スポーツ関係者の我田引水、ないしは付和雷同的な姿勢[6]をもかいま見せながら、スポーツの振興や復興は、国家と社会の復興、および、その民主化と平和へと向かう決意表明と重ね合わせられながら、政・官・民のトライアングルのなかで楽観的に論じられることが多かった。

（1）ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』上巻、岩波書店、二〇〇一、とくに第三章。広川禎秀「国民の敗戦体験」『十五年戦争史四　占領と講和』、青木書店、一九八九。

（2）大谷武一「スポーツの民主化」『新体育』一九四六年四月号、目黒書店、二頁。

（3）大日本体育会『第一回国民体育大会報告書』、一九四七、一頁。

（4）文部省体育局長「第一回国民体育大会に関する件」一九四六年八月七日（地方長官宛）、『近代日本教育制度史料』第二七巻、講談社、一九五八、五二四～五二七頁。

(5) 内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』、不昧堂出版、一九九三、五七～五八頁。このときの会合に出席した議員を中心に、一九四七年八月五日、「スポーツ国会議員連盟」が結成された。スポーツ振興国会議員懇談会『スポーツ議連二十五年史』、一九七二。

(6) たとえば、先にあげた大谷武一の次の言葉がある。「スポーツを行へば、誰でも自由主義者になれるのである」、前掲書(2)、二頁。

(二) スポーツの戦後改革の隘路と「転換」

戦後改革におけるスポーツの民主化と大衆化は、前項までに見てきたように、スポーツ関係者によって口々に語られ、現実にさまざまな施策が各所で進められていた。しかし、その底流では、具体的展開がその緒についたばかりの段階において、すでにいくつかの隘路にぶつかっていた。

「官」の領域における象徴的な出来事は、一九四九年六月の文部省体育局の廃止という事態であった。一九四八年九月の時点でのＣＩＥとの連携のもとで進められていた文部省の機構改革案において、すでに体育局の廃止が提起されていた。[1] その後、体育局の「復活」が各方面から要請されたが、方針は覆らず、「社会体育」といわれる事項については社会教育局運動厚生課へ移管されることとなった。[2] 中央省庁における体育・スポーツを中心的に担う機関の不在という問題は、陰に陽に、その後のスポーツ振興に影を落とすことになった。都道府県レベルでは、一九四九年には体育・スポーツ関係部署の再編がなされ、「学校教育、社会教育関係課へ分散所管されるようになった府県は数県に止まらず、五月一日現在において体育を専管する部課のある府県は二九に減少」[3] した。埼玉県の事例を見ても、一九四七年一〇月、地方自治体において最初に「体育課」の名称を冠した部署を新設し、「今後我が国のスポーツは唯

単なる戦前スポーツへの復活ではなくして、文字通り新生スポーツとして戦前スポーツに於て表れた誤謬弊害を修正し、新しいしかも誰もが親しめる正しいスポーツとして発展させなければならない[4]」という知事の発言もあるように、さまざまな施策が県内で展開していた。しかし、一九四九年一〇月一日、占領軍の指導により「体育課」の呼称の中止、「指導部指導主事室体育係」への機構改革が行われた[5]。こうした事態は、スポーツ振興を担当するセクションが行政機構からまったく姿を消したということを意味するものではないが、現実にスポーツ振興施策を具体化する上での「弱体化」は否めない。未だ復興途上の厳しい社会状況、および、国家や自治体財政の逼迫という状況のなかにあって、体育・スポーツの問題を専管する部局の不在は、結果として、「大衆化」を進めるための施策の停滞を引き起こすことになった。

時期を同じくして、日体協の「清瀬構想」も徐々に後景に退きはじめた。第一に、理念を現実化していく上で組織体制が脆弱であったことがある。それ以上に、日体協の前身である大日本体育協会が、一九一一年七月、ストックホルムオリンピック大会（一九一二年）参加のために設立され、その後もオリンピック参加を第一義的な活動としてきた歴史的経緯が大きな要因として働いている。敗戦による組織改革がなされたとはいっても、日体協がオリンピック参加を活動の柱としている点に変わりはなかった。この組織的特性とも絡み合って「大衆化路線」が縮小し、次第に日体協の活動の中心は競技力向上と国際舞台への「復帰」へと傾いていった。当時ＣＩＥの体育担当官であったグラハム少佐が離任に際して上官に提出した覚書には、その状況が辛辣な文面で記されている[6]。

「もっともらしい民主的な原則にたって、再建された日本体育協会であるが、体育・スポーツの原則を自覚していない競技連盟のボス集団が依然としてその地位にとどまっている。協会の目的であるオリンピック競技を発展させていく方向とスポーツフォアオールを認めていく方向とは、常に対立するものになってしまっている。」

ここに見る日体協の組織的特質は、日体協だけの問題というより、「戦前政治体制における指導者層の相当の部分が生き残った」[7]という日本全体の特徴の反映ということができる。

「清瀬構想」のもとに戦後の活動を行っていた一九四六年九月の段階で、日体協はロンドン大会（一九四八年）への参加を見込んで、オリンピック準備委員会を設置した。当時の日本の国際的位置を考えるならば、あまりにも甘い見通しといえるが、ここにも日体協のオリンピックにたいする強い思い入れを見ることができる。その後も理事会ごとにオリンピック参加についての議論がなされ、ＧＨＱへの要請も数度にわたって行われた。また、国際オリンピック委員会（ＩＯＣ）にたいする働きかけも盛んに行われた。[8] しかし、第二次世界大戦によってもたらされた災厄の大きさと、そこにおける日本という国家の責任の大きさが厳然と存在している国際情勢のなかにあっては、日体協のそうした願いがあっさりと受け入れられるものではなかった。結果として、一九四八年のオリンピック・ロンドン大会に、日本は参加が認められなかった。

ここに見る日体協の行動は、戦後スポーツの復興と日本の復興という「二重焼き」にとどまらず、過去の栄光との「三重焼き」のなかで進められたといえるのではないだろうか。初出場のストックホルム大会では、まさしく参加したという事実を残したにとどまった日本であるが、その後、国際レベルの競技力への向上を果たし、第二次世界大戦前のオリンピック大会では数多くのメダルを獲得した。こうした過去の日本スポーツの隆盛がかつての「大日本帝国」の威信を背景としていた歴史的事実を、日体協関係者が忘れていたわけではなかったであろう。また、表彰式での日の丸掲揚のシーンが新聞などのマスコミを通して報道され、民族ナショナリズムの昂揚に利用されたことの記憶[9]もいまだ生々しい時期であった。しかし、そうであったとしても過去の栄光をまったく忘れ去ることもまたできなかったのである。自らの「存在証明」にかかわるほど大きな存在であったといえる。「水泳日本」とまで評され、オリ

ンピックでのメダル獲得の常連であった水泳陣の総元締めである日本水泳連盟が、理事長の田畑政治を先頭にオリンピック復帰の急先鋒に立っていたことは、その意味からすれば当然のことであった。セピア色に褪色した写真が、被写体となった当事者にとっては極彩色にも似た輝きをもつものとして記憶の中に刻み込まれることは、ままあるが、この場合、セピア色の写真が、「現在」と「未来」を映し出す原版の基調となったといえる。こうしてできあがった「三重焼き」のなかにあっては、「大衆化」は埋もれてしまい、不鮮明なものとしてしか描かれなくなってしまった。

(1) GHQ/SCAP, "Records, CIE Conference Report"(国立国会図書館所蔵)
(2) より詳細な経緯については、内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』、不昧堂出版、一九九三、六三〜六五頁。
(3) 栗本義彦「体育制度」『体育管理学』、体育の科学社、一九五一、三二一頁。
(4) 埼玉県体育協会『スポーツ埼玉』創刊号、一九四八年九月、一頁。
(5) 埼玉県教育委員会『教育要覧』昭和二五年度版。
(6) 「保健・体育・レクリエーションの諸問題」(草深直臣訳)。草深直臣「C. I. E. 体育担当官覚書にみる戦後初期の保健・体育・レクリエーション計画の総括と課題」『立命館大学人文科学研究所紀要　保健・体育研究』第二号、一九八三、一五〇頁。
(7) 藤原彰「戦後世界政治と対日占領」『講座日本歴史一一　現代一』、東京大学出版会、一九八五、二三頁。
(8) 前掲書(2)、三九〜四〇頁。
(9) 坂上康博『権力装置としてのスポーツ』、講談社、一九九八。

(三)　IOCへの「復帰」とオリンピック

日体協を中心とする国際舞台への「復帰」の願いは、前項で見た通り、暗礁に乗り上げていた。しかし、その変化

の端緒は、割合早い時期に訪れた。講和が実現するまでは議論そのものが難しいという見方すらあったＩＯＣへの、そして念願であったオリンピックへの「復帰」実現の可能性が、一九四九年を迎える頃になってにわかに大きくなってきた。同年四月二五日のローマでのＩＯＣ総会においてブランデージ副会長が「次期オリンピック大会に日本は参加できるだろう」と、その可能性を述べたことがそれである。これを契機に、まず六月一五日、日本水泳連盟が国際水泳連盟に復帰し、その後、自転車とレスリングの二種目の国際競技連盟が日本の復帰を承認していった。

国際舞台への「復帰」が現実化してきた大きな要因には、占領軍最高司令官マッカーサーがエドストロームＩＯＣ会長やＩＯＣ委員などに、日本の「復帰」を検討する旨の書簡を送ったことがあるとされている。その間の経緯について、当時日体協会長であった東龍太郎が次のように回想録に記している。[1]

一九五〇年四月、エドストロームＩＯＣ会長名で、突然、日体協宛に「前例はないが、コペンハーゲンで開催されるＩＯＣ総会に貴殿（東、筆者注）をオブザーバーとして招く」旨の電報が届けられる。ほどなくして届けられた手紙には「この件に関しては、すでにマッカーサー元帥も了解ずみなので、至急ＧＨＱに行って必要な手続きをとるように」と書かれていた。[2] 当時は海外に出国するためにはＧＨＱの許可を必要とし、また、審査も厳しいものであったにもかかわらず、エドストローム会長の手紙を持参すると、その手紙の内容の通り、東の渡航に必要な準備はすべて整っており、外務省から旅券もすぐに交付された。[3]

総会の場に到着した東が頼りとしたのは、後にＩＯＣ会長となる当時のＩＯＣ第一副会長ブランデージであった。ブランデージは「日本オリンピック委員会（ＪＯＣ）は、戦中、戦後のＩＯＣのブレティン全部を調べてみても、ＩＯＣから抹殺されていない。ＪＯＣは、依然としてＩＯＣのメンバーである」と東に語り、「日本がこれからやるべきことは、まず各ＩＦ（国際競技連盟、筆者注）への復帰の働きかけ」であると助言したという。[4] そして、エドスト

ローム会長が東をオブザーバーとして招いた真意は、一九四八年に逝去した副島道正の後任として東をＩＯＣ委員に推挙するというものであった。総会初日、日本に従来通り三委員の席を与えることに反対という意見が大勢を占めたが、最終的に、二人であるならば承認するという結論となった。こうした事態にたいして、病気療養中の永井松三が委員を辞退することで解決の道を図り、この結果、二日目から東は正式なＩＯＣ委員として総会に出席することになった。(5)

ＩＯＣをはじめとする日本スポーツの国際舞台への「復帰」を実現させていった基盤に、東の回想のなかにも登場するように、日本スポーツ界が戦前から築いてきた国際的な人的ネットワークの存在を見落とすことはできない。その一方で、前述のコペンハーゲンでのＩＯＣ総会のように、ある意味では「トントン拍子」に「復帰」が実現した経緯を見るとき、やはりマッカーサーが大きな存在であったといえる。実際、マッカーサーが各方面に送った「親書」が、日本スポーツの国際舞台への「復帰」において大きな支えとなり、後ろ盾となったことは事実であろう。

東はマッカーサーにたいして次のような謝辞の文章を寄せている。(6)

「『日本の再建はスポーツより』の旗じるしを掲げ、『講和はスポーツより』と豪語し来るも、決して我々の自力でのみかちえた成果ではなく、偏に元帥の厚き庇護があったればこそのことであるのに想いをいたさねばならない。国際競技の檜舞台に堂々と伍することができたのも、或はオリンピック参加がまさに実現せんとしているのもただこれ元帥の日本スポーツ界に寄せられた愛撫の賜物であることを忘れてはならない。」

マッカーサーの一連の行動の裏に、マッカーサー自らが一九二八年のオリンピック大会のアメリカ選手団団長を務めた経歴を持つほどのスポーツ通であったこと、「マッカーサー元帥杯競技大会」(7)を開催するなど日本のスポーツ振興にもコミットしてきたことなどが深く関わっていたであろうことは否めない。しかし、ここで対象となっているも

のは、オリンピックという世界的なイベントであり、そうした「個人的」な理由だけで各方面に「親書」を送ったというレベルで説明がつくものではない。「ナチ・オリンピック」[8]といわれた一九三六年のベルリン大会を経験した世界にとって、オリンピックという場は、すでに十分に「政治的」な場となっていたし、その点はマッカーサーも意識していたであろう。また、マッカーサーほどの位置にいた人物が、自らの発言がいかなる影響力を持つかについて無自覚であったとは考えにくい。したがって、マッカーサーの日本スポーツの国際舞台への「復帰」をサポートするべく取った一連の行動は、個人的な「愛撫の賜物」の一言ですまされるものでないことは自明であろう。

マッカーサーの行動を含め、日本スポーツの国際舞台への「復帰」への道が予想よりも早く拓けた背景には、国際情勢の変化がある。[9]その変化とは、一九四八年の大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の成立による朝鮮半島の南北分断の固定化、そして、中国共産党解放軍の反撃などを嚆矢として、その後の米ソの冷戦構造へと世界秩序が再編されようとしていたことである。こうした国際情勢の変化を背景に、一九四八年一月六日、アメリカ陸軍長官ロイヤルはその演説で「日本を防共の砦に」と述べた。この発言の趣旨を日本の占領政策にあてはめてみるならば、いわゆる「逆コース」[10]の時代状況の出現となる。こうした国際情勢の変化は、日本が西側諸国の一員として「国際復帰」するべく後押しすることになり、そのことは、アメリカのアジア戦略にとって、それ以前にも増して、さらに大きな意味を持ってきたのである。このように、日米関係のなかで新たな対外的な関係の修復を図るという大きな外交政策の一環として、早い時期に日本のＩＯＣ「復帰」が選ばれた裏には「政治的」な判断がはたらいていたと解することができる。

こうした日体協を中心とした日本スポーツの国際舞台への「復帰」が具体化するなか、別の領域においてもこの流れに同調する動きが現れてきた。

先に取り上げたスポーツ（国会）議員連盟は、一九四七年の結成以後、国内政治の動きが急であったことも関係して目立った動きをしてこなかったが、一九四九年のＩＯＣ総会において「日本のオリンピック復帰の可能性」を述べたブランデージ演説を受けて具体的な活動を再開した。スポーツ議員連盟が中心となり「スポーツ振興に関する決議」が、衆議院は五月一〇日、参議院は五月一八日に全会一致で可決された。[11] この「決議」の文面を見ると、「スポーツの振興は、新日本を建設する国民の健全な気力と体力とを養成し、且つ、国際市民としての教養と品格を高める」とあるように、スポーツを通しての復興という、当時繰り返し述べられていた言葉から始まっている。そして「政府はこの機会に、スポーツの民主的運営について具体的方針を樹て、その育成振興のため適切な方策を講ずべき」と、スポーツ振興に関する一般的な目標を述べている程度のものである。ここで見ておくべきことは、その後の国会を中心とする動きと重ね合わせてみたとき「国際オリムピック実行委員会が、各国際競技団体に対して、日本の各競技団体の復帰を勧告し、日本のオリムピック大会参加への端緒をひらいたこと」を「国民を代表して深甚な感謝の意を捧げる」という一節のもっている重さであろう。すなわち、スポーツ議員連盟が中心となってこの「決議」が出された経緯を含めて勘案すると、オリンピックへの「復帰」が現実化したことが始まりであって、「スポーツ振興」一般、とくに、戦後改革のなかで中心となったスポーツの民主化と大衆化のいっそうの展開に力を注ぐという意図が最初にあったのではない、ということである。

「決議」の「適切なる方策」として、五月二六日、スポーツ振興会議の設立総会が開催された。日体協の活動内容との関連やスポーツが再び「政治」と関係をもつことへの危惧などが取りざたされるなか、スポーツ振興会議は、スポーツ議員連盟、日体協、学生野球、レクリエーション協会、体育指導者連盟のようにスポーツ関係団体からだけでなく、労働組合、経済、文化、通信関係団体からも委員を選出し、委員総数二七五名で発足した。こうした委員構成

にたいして「スポーツを広く国民へ、そして国民からという思想の具体化であり、国民多階層との結合を目指した意図、そしてその民主性は高く評価できる」[12]と評されている。スポーツ振興会議は、その後、スポーツの民主化と大衆化に必要な事項についての議論を精力的に取り上げ[13]、「スポーツ憲章」の作成も手がけた。その後、一九五三年一〇月二八日、松山市での総会において、Ⅰオリンピック誘致と国民運動の展開に関する件、Ⅱ体育行政の強化拡充に関する件、Ⅲスポーツマン綱領の発表と承認、の三点の決議を採択して、スポーツ振興会議の活動は停止することになった。

スポーツ振興会議は、日体協内に事務所が置かれ、総会が国民体育大会の際に開催されるという状況から「体協の付属機関」[14]の様相を呈していた。したがって、多くの面で日体協と重なり合っており、スポーツ振興会議独自の課題として、あるいは振興会議が特徴を発揮できる場はそれほど残されていなかった。ここではスポーツ振興会議において「オリンピック誘致」に関する決議が繰り返しなされたことに注目しておきたい[15]。

この時期、ようやく国内の競技団体が国際組織への「復帰」を認められ、オリンピックへの参加もかない、日体協をはじめとするスポーツ関係者の関心は「オリンピック誘致」まで一気に広がってきた。当時の日本の社会状況や国際情勢を総合的に、そして、冷静に眺めていくならば、オリンピック招致はいまだ「夢物語」でしかなかった。しかし、日本全体の「復興」が軌道に乗るなかで、オリンピック招致という「夢物語」を現実のものにしようとする動きが各所から出てくることになる。

（1）東龍太郎『独善独語』、金剛出版、一九七八。
（2）同前、一五二頁。

(3) 同前、一八二頁。ここで東は、当時の日本における「外貨」の状況をよく示すエピソードを紹介している。渡航そのものは許可されたものの、海外旅行をするために必要な「外貨」が、体協にはもちろん東個人にも皆無であった。そうした窮状にたいして、ハワイ在住の日系人の人々からの援助があり、総会参加が可能となったのである。

(4) 同前、一八三頁。

(5) 同前、一八五頁。

(6) 東龍太郎「マッカーサー元帥に捧ぐ」『体協時報』第一巻第五号、日本体育協会、一九五一、四一頁。

(7) 内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』、不昧堂出版、一九九三、五三〜五七頁。

(8) リチャード・マンデル（田島直人訳）『ナチ・オリンピック』、ベースボール・マガジン社、一九七六。

(9) 歴史学研究会編『日本同時代史二　占領政策の転換と講和』、青木書店、一九九〇。山極晃「朝鮮戦争とサンフランシスコ講和」『近代日本の軌跡六　占領と戦後改革』、吉川弘文館、一九九四。

(10) 「逆コース」という言葉は日本占領研究の領域にとどまらずよく使用され、また、その意味するところについても「一般的理解としてのコンセンサス」が定着しているように思われる。しかし、この言葉をめぐって一種の国際論争にまで発展するほど複雑な背景をもっている。中村政則『現代史を学ぶ』、吉川弘文館、一九九七、七四〜八三頁。

(11) 『近代日本教育制度史料』第三三巻、講談社、一九五八。衆議院の決議文は、二五一〜二六六頁。参議院は、三四〇〜三四四頁。文中の引用は、参議院の決議文から。

(12) 前掲書(7)、一四五頁。

(13) 川崎秀二「スポーツ振興策について」『体育』第一巻第二号、一九四九年八月。

(14) 関春南『戦後日本のスポーツ政策』、大修館書店、一九九七、一一六頁。

(15) この時期では、一九六〇年の第一七回大会を招致しようとするものであった。一九五〇年度総会「オリンピック国内態勢確立参加資金に関する件」(『第五回国民体育大会報告書』、日本体育協会、一一五頁)。一九五二年度総会「オリンピック誘致に関する件」(『第七回国民体育大会報告書』、日本体育協会、一八四頁)。一九五三年度総会「オリンピック誘致に関する施設

並びに国民運動展開に関する決議」（『第八回国民体育大会報告書』、日本体育協会、一八七頁）。

（四）「大衆化」の命脈

サンフランシスコ講和条約の締結[1]によって、国家としての日本が再び国際社会の一員として活動する基盤が形成されようとしていた。これにやや先立つ形で、日本スポーツの国際舞台への「復帰」が実現し、スポーツ界にとって念願のオリンピックへの参加もかなっていた。

しかし、日本にとって戦後初のオリンピック大会であった一九五二年のヘルシンキ大会で、日体協、そして、日本の人々が見たものは過去の栄光の再現ではなく、栄光の「残滓」ともいうべき厳しい現実であった。「水泳だけで三つの優勝は確実[2]」という大会前の希望的観測があったが、いざふたを開けてみれば、金メダルを獲得したのはレスリング・バンタム級一つのみであった。「フジヤマのトビウオ」古橋も、「あれほど待ちこがれた晴れの舞台だったが、もう調子をとりもどす余裕はな[3]」く、金メダルはおろか、四〇〇メートル自由形の決勝に残ったものの八着に終わった。このとき実況放送のアナウンサーは「みなさん、古橋を責めないでやって下さい[4]」と興奮した声で伝えた。「三重焼き」の基調ともなった過去の栄光が刻み込まれたセピア色の写真は、もはや過去そのものでしかなく、その原板は修復することがかなわないほど傷んでいたかのようであった。

それとは対照的に、一九五四年のマニラ・アジア大会では、日本選手は各競技で他のアジア諸国を圧倒し、多くのメダルを獲得した。

競技成績の面で著しい対照を見せた両大会の経験[5]を契機として、「競技に出る以上はどうしても勝たねばならない」という言葉が率直に示しているように、日体協と所属の競技団体はこぞって「競技力向上」に心血を注ぐことになり、

日体協における「大衆化路線」はほとんど顧みられることがなくなった。

日体協のこうした「路線転換」は、「官」の領域にも影響を及ぼすことになるが、当然のことながら、その影響によってストレートに政策方針が転換されるものではなく、もう少し複雑に入り組んだ形で現れていた。

一九四九年六月の文部省体育局の廃止は、スポーツの大衆化の施策を展開する上で大きな痛手であったことは前述したが、それに代わる機関として、保健体育審議会（以下、保体審）を体育振興委員会の再編という形で発足させた。保体審は、四つの部会から構成されており、以後、多くの答申や建議を公表している。保体審が公表した文書全体を概観すると、「体育局の復活」、「オリンピック誘致」、「スポーツ振興のための立法措置」の三つを論点の柱としていることに気づかされる。

ここで、保体審として体育・スポーツを主管する行政機構の整備、すなわち「体育局の復活」を表明しているものに注目してみると、一九五一年三月二一日、答申「保健体育ならびにレクリエーション振興方策について」と同時に出された建議以降、頻繁に文書が公表されている。[6] 明確に表題に掲げている文書は、答申ではなく建議、ないしは要望という形で出されていたが、たとえば答申「独立後におけるわが国保健体育レクリエーションならびに学校給食の振興方策について」（一九五三年六月二四日）では、振興方策の前提として「保健体育の行政機構の整備充実」が述べられているように、答申のなかにも項目として「体育局の復活」は盛り込まれていた。このほか、一九五五年五月、議員の質問に答える形で川崎秀二厚生大臣が「厚生省内にスポーツ局を設置」の旨を衆議院内閣委員会で発言し、[7] これを受けて日体協も「スポーツ局、または体育局の設置」を求めて、同年七月に「スポーツ振興に関する意見書」[8]を、続けて一九五七年一月に同名の意見書を提出した。[9] さらに、スポーツ振興審議会が、[10] 答申「スポーツの国民一般に対する普及振興並びにその国際交歓を促進するための根本方策について」においても、総理大臣にたいして文部省内に

体育主管局を設置することを提案した。こうした各方面からの働きかけの結果、一九五八年五月一日、文部省体育局が復活した。

こうした経緯から見る限り、中央行政機構における「体育局の復活」は、オリンピック「復帰」にも似た積年の課題であったことがうかがえる。ひとつには、スポーツ振興のための施策を展開する上で、「体育局」の不在が、現実問題として大きな障害となっていたことの反映であろう。体育局が復活した翌年度の一九五九年度、「スポーツ振興基本方策五カ年計画」[11]を策定し、スポーツ振興についての本格的な取り組みを再開した。このように、「官」の領域においては、スポーツの戦後改革の要であった「大衆化」に関わる施策は持続していた。それは、五三年答申が「健康で文化的な生活を営む国民の権利を確保するため、長年の戦争と戦後の混乱によって極度に劣悪化した国民体位の向上と、体力の増進並びに情緒の安定を計るに必要なあらゆる施策を講ずる」と明確に論じているように、人々のスポーツ活動の保障のための政策を展開していくことが国家としての責務であることをまったく無視することはできなかったためである。

しかし、保体審の議論の残り二点、すなわち「オリンピック誘致」と「スポーツ振興のための立法措置」もまた大きな課題であった。そもそも三つのことがらは、独立した事象ではなく、それぞれが相互に関連しあっているものであった。[12]先回りをして言えば、各方面から「体育局の復活」の要望が出されてきたのは「オリンピック誘致」が現実味を帯びてきた頃であり、誘致実現においても、その後のオリンピック大会準備においても「体育局の復活」は不可欠のものだったのである。

（1）古関彰一・青木哲夫「サンフランシスコ体制下の政治」『講座日本歴史一一　現代一』、東京大学出版会、一九八五。木畑

洋一「サンフランシスコ体制の始動」『日本同時代史三　五五年体制と安保闘争』、青木書店、一九九〇。

(2) 松内則三、河西三省、飯田次男、志村正順「ヘルシンキへの道」『「文藝春秋」にみるスポーツ昭和史』第一巻、一九八八、五五〇頁（なお、初出は、『オール讀物』一九五二年八月号）。

(3) 中山隆「フジヤマの飛魚散る」『「文藝春秋」にみるスポーツ昭和史』第一巻、一九八八、五六六頁（なお、初出は、『オール讀物』一九五二年一〇月号）。

(4) 同前、五六四頁。

(5) 『日本体育協会五〇年史』、日本体育協会、一九六三、三〇六～三〇七頁。三四四～三四八頁。草深は、この二大会をとらえて「オリンピシズムの醸成にとって大きな転機となった」と規定している。草深直臣「現代日本社会体育行政の展開と課題」『立命館大学人文科学研究所紀要三九』、一九八五、二〇頁。

(6) 文書が公表された順番にあげれば以下のようなものがある。

＊建議「保健・体育・レクリエーションに関する総合的行政機構の整備および保健体育審議会の運営について」（一九五一年三月二一日）

＊建議「保健、体育、給食、スポーツ、レクリエーション行政の一元化」（一九五五年一二月二五日）

＊建議「わが国保健体育振興のための行政機構改善整備の基本方策について」（一九五六年六月一八日）

＊要望「保健体育主管局の設置について」（一九五七年七月三〇日）

(7) 『体協時報』第四二号、一九五五年七月。

(8) 『体協時報』第四三号、一九五五年八月。

(9) 『体協時報』第五八号、一九五七年二月。

一九五五年と五七年の「意見書」は、「体育・スポーツ行政機構の一元化」としての「スポーツ局、または体育局」の設置を要望していた点で一致している。その他、国体への国庫補助の拡大や官民合同のオリンピック誘致運動の展開などが盛り込まれている。

(10) 「スポーツ振興審議会」は、一九五七年二月一五日、閣議決定により内閣総理大臣の諮問に応じてスポーツ振興に関する重要施策について調査するために設置されたものである。なお、設置期間が翌五八年三月三一日までという期限付きのものであった。この審議会の位置や果たした役割などについては、次章で述べることにする。

(11) 清水康平「スポーツ振興のねらいと計画」『文部時報』第九八〇号、一九五九年四月。ここで示された内容は以下のようなものであった。

一　スポーツ振興法（仮称）の制定とその他法的措置
二　国民スポーツの普及
三　体育指導組織の強化
四　スポーツ施設の整備拡充の普及化と既存施設の効率的活用
五　スポーツ団体等の助成とスポーツ水準の向上
六　国際スポーツ交歓行事の助成とオリンピック大会準備体制の強化
七　スポーツの科学的研究の促進

(12) 最後の柱である「スポーツ振興のための立法措置」は、一九六一年「スポーツ振興法」が制定されたことで現実化する。国民のスポーツ振興を基本目的とする最初の法律であり、同法が制定された意義は大きい。その一方で、同法の制定は、東京オリンピック大会に必要な経費を補助金として支出できることを大きなねらいとしていた。後者の問題については、飯野節夫「スポーツ振興法の問題点」『月刊社会教育』一九六一年一〇月号、国土社、を参照。

三　オリンピック招致から「オリンピック東京大会」の決定へ

(一)　オリンピック招致活動の本格化

スポーツ振興会議が繰り返し「オリンピック誘致」という「夢物語」を語っていたことは前述した。しかし、スポーツ振興会議にとって最後の決議となった一九五三年決議のなかで「オリンピック誘致」が掲げられてから、それほど長い年月を待たずオリンピック大会を東京で開催することが決まる。「夢物語」は、予想外に早く現実の物語となったのである。この間、「夢物語」はどのように話が紡がれ、その接ぎ穂を新たにしながら現実のものとなったのであろうか。また、それを先導したのは誰であったのだろうか。

① 招致へ向けての「IOC対策」

後者の問いについては、これまでの論述の経緯から明らかなように、それは日体協であり、まさしく組織をあげてオリンピック招致活動の中心的役割を担い続けた。(1) その第一歩として、一九五二年のヘルシンキ大会の際に開催されたIOC総会において、一九六〇年大会の開催地として立候補を表明する方針を、東京都と協議の上、決定した。しかし、立候補を表明して以降、一九五六年大会がメルボルンで開催されるため、二大会続けてヨーロッパ以外の地域でオリンピック大会が開催されることは、地理的な関係と派遣費用の問題でヨーロッパ各国が了承しないであろうという見通しが伝えられていた。

事前の予測通り、一九五五年のパリ総会において、ローマ、ローザンヌ、ブダペスト、デトロイト、ブリュッセル、メキシコシティの六都市と争い、一九六〇年大会はローマに決定した。それ以前、一九六〇年大会招致の可能性がほぼなくなったと判断した時点で、日体協が次に打った手だては、一九五八年五月に東京で開催されることが決定していた第三回アジア競技大会の機会をとらえて、IOC総会を東京で開催しようとするものであった。総会招聘について、一九五五年のパリ総会での打診に続き、翌五六年のメルボルン総会においても提案を行った。こうした方法を採

った背景には、後に述べるように、一九五五年に来日したブランデージIOC会長の「助言」があり、これを受けてIOC委員で当時の日体協会長であった東龍太郎がアイデアを出したのであった。IOC総会の東京招聘のねらいを、東は以下のように率直に語っている。(2)

「参加する多数のIOC委員に充実した競技施設の数々を紹介し、また競技大会運営に対する日本スポーツ界と東京都の熱意と能力を示すとともに、再建日本の姿を如実に認識させる絶好の機会であり、これがひいてはIOC総会での候補都市選考に当たって有利に作用するに相違なしと判断（した。）」

このとき一九五八年の第五四次総会の開催地として立候補したのは、他にコペンハーゲンとカラチ（パキスタン）の二都市であった。総会招聘の第一段階として、二都市の立候補辞退を願い出て、結果として、二都市とも辞退を決めた。この努力もあって、一九五六年一一月、第五四次総会が東京で開催されることが決定した。

② 開催都市、東京の招致活動

開催都市として「当事者」となる東京都の誘致活動の動き出しは、日体協のそれと踵を接している。サンフランシスコ講和条約が発効してまもない一九五二年五月、当時の東京都知事安井誠一郎は、日体協の関係者と相談の上、第一七回大会の東京招致を表明した。都議会においても、この安井の提案にたいして超党派で賛意を示し、同年五月一九日、「国際オリンピック大会東京招致に関する決議」案を満場一致で可決した。(3) 続く七月四日の都議会において「オリンピック大会招致委員会設置に関する緊急動議」が出され、これも満場一致で可決した。この結果、都議会に「東京都議会議員全員（一二〇名、筆者注）をもって構成」する「オリンピック大会招致委員会」が設置されるとともに、その実行機関として「オリンピック招致実行委員会」を設置するなど、実質的な招致活動を開始するための組

織的な整備を行った。[4]

その後、東京都は、前述のように同年七月のヘルシンキＩＯＣ総会に正式招請状を提出し、オリンピック招致活動を本格的にスタートさせた。翌五三年七月のメキシコシティでのＩＯＣ総会には三人の都議会議員を派遣し東京の宣伝活動を行い、それより少し前の三月七日に衆議院でオリンピック招致決議案を可決したことをうけて、安井都知事は、三月一八日に外務大臣宛に、四月一日には在外公館長宛に東京招致の協力の依頼状を送付した。一九五四年五月のアテネでのＩＯＣ総会には安井知事が出席し、知事自らが東京招致をアピールした。

こうした東京都のＩＯＣを中心とするオリンピック関係「組織」にたいする積極的な招致活動の一方で、「組織」とは別のレベルでのさまざまな働きかけが行われた。そのなかで特筆されるものは、当時のＩＯＣ会長であるブランデージへの直接交渉であろう。前述のように、東龍太郎ＩＯＣ委員が、戦後の日本のＩＯＣ「復帰」に際して頼りとしていた人物であり、その後も、個人的な関係を含めて、日本とのつながりが深くなっていた。[5]

一九五二年秋、東の助言により、当時の都外事部長がシカゴにブランデージ会長を訪問し、東京招致に関わる会談を行った。この会談で、ブランデージは「一九六〇年の大会招致に協力をいたすことは答弁できない。しかし、一九六四年の第一八回大会ならば可能性がないでもない。ともかく、事情が許すならば日本を訪れ、日本の古美術を鑑賞したい」[6]と述べたとされる。この発言を受けて、東京都はブランデージ会長の訪日を要請した。しばらく後の一九五五年四月、ブランデージは安井都知事の招請を受け東京を訪問した。その二週間の滞在のなかで、競技施設や施設予定地の視察のほか、死後サンフランシスコ市に寄贈され、美術館に「ブランデージ・コレクション」として展示されるほどの美術品（とくに、東洋美術）の収集家として定評のあったブランデージのため京都、奈良での古美術鑑賞をわざわざ日程に組み込んだ。[7]離日直前のお別れパーティの席上で、ブランデージはオリンピックに関する沈黙を破っ

て「一九六四年をかちとるためには、パリＩＯＣ総会では全力を傾けて一九六〇年開催の意志があることを示すことが必要である」[8]と語った。その後もブランデージとの個人的なコンタクトは続き、一九五七年一一月には、当時の都議会議長上条貢がシカゴにブランデージを訪問し、東京大会開催の協力を再度依頼した。上条は、このとき、あわせてフランスのマッサールＩＯＣ副会長をはじめ、ＩＯＣ関係者に東京招致への協力依頼の旅をしている。

時期は前後するが、一九五五年六月一〇日、都議会は再びオリンピック東京大会の招致を満場一致で決議した。同年一〇月一〇日、やはり緊急動議で「オリンピック大会招致委員会の設置」を可決した。[9]内容は一九五二年のものと同じであるが、異なっているのは「第一八回」という数字であり、「第一七回」の招致はならなかったが「しきり直し」で、あらためて一九六四年大会招致へと東京都が動き出すという宣言であった。

以上のような東京都のオリンピック招致運動の全体的な流れを概観するとき、日体協と同様に、東京都の姿勢もまた非常に積極的のように見える。しかも、時期的には、講和直後という比較的早い時期からオリンピック招致を知事や都議会レベルで議論をしている。実際、日体協と東京都はあたかも二人三脚のように招致活動を進めてきたことは明らかである。日体協がオリンピックに執着する背景についてはこれまでに見てきたとおりであるが、東京都にとって、オリンピック招致とはいかなる意味を持っていたのであろうか。この点について、知事自身の政治的アピール、オリンピック招致を機に都市の基盤整備を図る意図等、政治経済的な観点から説明をすることはもちろん可能であろうが、ここで、一九四〇年の「幻の東京オリンピック」[10]の「雪辱」という想いがあったことをあげることも、あながち不当とはいえないであろう。この時代は、都の行政機構や議会内部において「幻の大会」の招致活動や開催準備に直接関わった人々がいまだ残っていた。それほど、戦前・戦中が間近な時代であった。その意味では「悲願」のオリンピック大会開催という心情的な側面が大きかったのではないだろうか。その想いが、この項で見てきたような精力

的な招致活動へと突き動かしたひとつの原動力だったのである。

③「挙国一致」のオリンピック招致体制の成立

日体協と東京都の積極さと比較してみるならば、政府筋のオリンピック招致の動きは、出足が遅れたという観がある。もちろん、前述のように、保体審などをはじめとして「オリンピック誘致」はスポーツ政策の大きな課題として掲げられていたが、具体的な動きという面では緩慢さがかいま見える。そうした状況も、日体協と東京都の招致活動が本格化するにともなって徐々に変化してくることになる。前述の一九五八年の体育局の「復活」は、「官」および「政」の領域おいて、オリンピック招致の活動が本格化していくひとつの転機を示すものといってよいであろう。そうした点を前提としながら、ここでは、スポーツ振興審議会の設置、および答申が出されてくる経緯、そして、それらのもつ意味について見ていく。

スポーツ振興審議会は、一九五七年二月七日の衆議院予算委員会の総括質問において、灘尾文部大臣が「スポーツ界が現在、アジア大会、オリンピック大会などを控え重大な時期に面していることについても、充分認識している」として「内閣に『スポーツ振興審議会』を設置して根本方針を決めていくようにしたい」[11]と言明したことが直接の契機となって設置されたものである。発足後間もない三月一八日の諮問を受けて出された答申「スポーツの国民一般に対する普及振興ならびにその国際交歓を促進するための基本方策について」（一九五七年六月一四日）では、「東京オリンピック招致対策委員会」（仮称）を速やかに設置することが示され、要望「東京オリンピック準備のための施設用地の確保について」（一九五七年一一月一二日）では、オリンピック用地として明治神宮外苑の周辺地域を指定までしている。この内容は、従来まで保体審答申や日体協の要望や意見書などで語られてきたものと大きな違いがある

ものではなかったが、その政治的な意味合いは大きく異なるものであった。「スポーツ行政が単に文部省内のことから政府全体の営為となったことを示す儀式」としての性格をもつこの審議会は、「官・財・スポーツ界の意思統一の場」[12]であった。日体協や日体協を構成する各競技団体は、政治家を会長や理事などの要職にいただくという組織的特性を持っていたが、内閣総理大臣の諮問機関であるスポーツ振興審議会の設置は、「政治」の領域と直接にコンタクトをとりながらオリンピック招致活動を進めるというルートが確定したことを意味する。それは、日体協の要求にたいする「政治」の側の「同意」と「同調」と「支援」を取り付けていく過程であった。その意味で、審議会の設置、および、その答申に示された文言は、まさしく「政治」の側がオリンピック大会を東京で開催するに足るものであると認識したことの証明であり、オリンピック招致を認知した証であった。

それは、次のような現実の姿をとって現れた。一九五七年一〇月、東京オリンピック招致対策委員会の設置が閣議で了承され、翌五八年一月には、東京オリンピック招致準備委員会が岸首相を会長として発足する。「夢物語」から始まった「オリンピック誘致」は、日体協と東京都との二人三脚を経て「政治」の認知を受けることで、「挙国一致」のオリンピック招致体制として成立するにまで至ったのである。[13]

(1) オリンピックとＩＯＣという組織との関係からの正確な記述からすれば、本来は日本オリンピック委員会（ＪＯＣ）が主体ということになるが、この時期のＪＯＣは日体協の下部組織という位置づけであり、実質的な活動は日体協によって担われていた。

(2) 東龍太郎『独善独語』、金剛出版、一九七八、一九二頁。

(3) 『東京都議会史』第三巻・中、一九五八、九二七～九二九頁。

(4) 同前、一〇七八～一〇八二頁。

(5) 東龍太郎「Avery Brundage と私」前掲書(2)所収。
(6) 東京都『第一八回オリンピック競技大会東京都報告書』、一九六五、五頁。
(7) このときのブランデージにたいする「接遇」について、東京都などが最大限の配慮をしたことは、東京都公文書館所蔵の多数の関連公文書から見ることができる。
(8) 前掲書(6)、五頁。ブランデージ自身、会長としての「中立性」にそれなりの配慮をしていたのであろうが、この発言は自らの「日本贔屓」の思いとの狭間から出たものともとれる。どちらにせよ、オリンピック招致に邁進する人々にとって、この発言は大きな励みとなったであろうことは想像に難くない。
(9) 『東京都議会史』第四巻・上、一九六二、三六八～三七二頁。
(10) 東京市役所編『第十二回オリンピック東京大会東京市報告書』、一九三九。中村哲夫「第一二回オリンピック東京大会返上と東京市」『体育史の探求』岸野雄三教授退官記念論集刊行会、一九八二。東京都『東京百年史』第五巻、一九七二。橋本一夫『幻の東京オリンピック』、日本放送出版協会、一九九四。
(11) 『体協時報』第五八号、一九五七年二月、一二頁。
(12) 内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』、不昧堂出版、一九九三、九九頁。
(13) ただし、「政治」と日体協と東京都、それぞれが東京オリンピックにたいして抱くねらいが同一のものであったかどうかについては、もう少し詳細に見ていく必要があるように思われる。招致決定から以後、大会の準備過程、そして大会開催と、時を経るにしたがって「同床異夢」の側面が現れてきたことは否定できないのではないだろうか。本稿では、この時期を対象としていないのでこれ以上論じることはしないが、この「同床異夢」については本稿末でも取り上げ、今後の課題につながるものととらえている。

(二) 「一九六四オリンピック東京大会」決定へ

ようやく成立した「挙国一致」のオリンピック招致体制であったが、この時期には、招致活動の最終目標であると

ころの「開催都市」がどこになるかについての方向性は、ほぼ決まっていたともいえる。

日本（東京）がオリンピック大会を開催するに十分な能力を有するものであることをアピールするために招聘した第五四次ＩＯＣ総会は、一九五八年五月一三日、昭和天皇の「行幸」のもとＮＨＫホールで開会式を挙行した。以後、同月一七日まで、帝国ホテルを会場として総会は進められ、日本側の準備と運営も滞りなく対応をすることを果たした。この間、ＩＯＣ委員はもとより帯同した夫人および家族にたいしても、都内見物などの応接を行った。[1] 続く五月二四日、第三回アジア競技大会が、新設された国立競技場での開会式で幕を開けた。この大会は、アジア競技連盟と東京都、そして日体協の三者共催で行われたが、実質的な事務の多くを東京都が担当していた。九日間にわたるアジア競技大会には、二〇カ国、一七〇〇人の選手が参加し、観客数は七〇万人を超えた。これほどの規模の国際競技大会を開催するのは、日本では初めてであったが大きな問題もなく閉会式を迎えた。

この間の日本側の準備と運営にたいして東は「総会に出席した会長をはじめとする三十一名のＩＯＣ委員は、総会と競技大会を通じて、東京がオリンピック大会を招致するに値いする都市であるとの認識を深めたに相違ない」[2]と自己評価している。そして、日本側が最も注視していたブランデージＩＯＣ会長の評価は次のようなものであった。[3]

「ＩＯＣ総会はもとより、九日間の大会で日本は優れた大会運営の能力を示した。私は、日本がオリンピックのような大きな国際競技大会を十分開催しうることを確信している。競技の面でも、日本はオリンピック国家群の中でトップグループに突入したことも証明した。」

この言葉は、一九六四年のオリンピック大会の東京招致を確信させるものであったに違いない。

もはや決定の時は迫っていた。

あとは「取りこぼし」のないように粛々と招致活動を続けて行くのみであった。東京都や日体協の役員が手分けを

して各国のＩＯＣ委員をはじめとする関係者に大会招致の協力依頼を重ねて行った。とくに、ロスアンゼルス在住の日系人和田勇が、自費で北南米諸国にたいして招致活動を行ったことが大きな意味を持ったといわれる。[4]

招致活動が大詰めを迎えていた一九五九年四月、安井誠一郎にかわって東龍太郎が都知事に就任した。「行政の方は専門ではない」[5]東が都知事に就任したのも、まさしくオリンピックあればこそであり、当時の革新側の攻勢にたいするイメージ戦略として有効性を発揮した出来事であった。[6]東京大会招致の成功を予感し、東の都知事の就任を祝う意味合いをもあわせもつセレモニーとして、同年五月、都議会は三度目の「今次ＩＯＣ総会に出席するに当たり、あらゆる努力を傾倒して必ずや第十八回オリンピック大会が東京において開催されるよう一層の奮闘を期待し、これが実現を期する」という文面のオリンピック招致の決議を行った。[7]

第一八回オリンピック大会の開催都市を決定する運命の第五五次ＩＯＣ総会がミュンヘンで開催された。六月二五日、総会第一日に立候補都市によるプレゼンテーションが行われ、当時、「ジャパン・タイムズ」の編集局長であった平沢和重が「五輪の五つ目の輪の地域アジアにオリンピックを」と訴えた。翌二六日、第一回目の投票で、デトロイト一〇票、ウィーン九票、ブリュッセル五票にたいして、東京は三四票の過半数（総数五八票）を獲得し、一九六四年の第一八回オリンピック大会の開催都市に東京が決定した。

これ以後、「挙国一致」のオリンピック「招致」の体制は、「挙国一致」の「準備」体制へと模様替えをしていく。「大衆化」の看板を下ろしてはいなかった文部省にしても「日本の体育・スポーツは、直接、間接にオリンピックを中核として展開している。日本の体育・スポーツの問題は、東京オリンピックと無関係には考えられなくなった」[8]と表明するほど、オリンピック大会「成功」へむけての国家的一大事業が開始される。

（1）このときの「接遇」についても、東京都公文書館所蔵の関連公文書、参照。
（2）東龍太郎『独善独語』、金剛出版、一九七八、一九三頁。
（3）東京都『第一八回オリンピック競技大会東京都報告書』、一九六五、七頁。
（4）同前、七頁。高杉良『祖国へ、熱き心を』、新潮社（新潮文庫）、二〇〇一（初版は、世界文化社刊、一九九〇）。
（5）鈴木俊一『官を生きる』、都市出版、一九九九、二一四頁。
（6）塩田潮『東京は燃えたか』、PHP研究所、一九八五。
（7）『東京都議会史』第五巻・上、一九七〇、七頁。
（8）文部省『日本スポーツの現状』、一九六四、九頁。

第二部　オリンピック選手村の決定過程と地域

第一部で見てきたように、第二次世界大戦の敗戦の混乱のなかから、日本のスポーツ界は「復興」を成し遂げ、悲願ともいうべきオリンピック大会の招致を手にした。招致決定以降、オリンピック組織委員会の設置など、政府、日体協、東京都、それぞれの立場から開催へ向けての準備が本格化していった。日本にとって初めてのオリンピックであり、かつ、万国博覧会などの世界的なイベントを招致する動きは明治期から見ることができるが、[1] 実際に、これほどの規模のイベントを開催することは日本にとって初めての経験であった。いきおい、手探りの部分も多くあった。そうした状況のなかで、オリンピックへの思惑もまた各層の間で錯綜し、幾重にも折り重なっていた。こうした思惑の重層性が、最終的にはオリンピック大会そのものを頂点としてさまざまな形で具現化し、結実していくことになる。本稿では、そうしたもののなかから、オリンピック選手村の候補地の選定過程を考察していくこととし、そこから上

記の点を跡づけていくことにしたい。

四　オリンピック東京大会の準備の本格化

（一）　準備委員会から組織委員会へ

大会招致をめざして設置された東京オリンピック準備委員会は、一九六四年大会の招致という目的を成功裡に果たした後、一九五九年六月一一日に解散し、準備作業は、文部省、東京都、日体協による三者連絡協議会に引き継がれた。七月三日の第一回協議会では、選手村はキャンプ・ドレイクとし、ワシントンハイツは役員の宿舎とすることなどを申し合わせ、[2]続く一七日の第二回三者協議会では、以下の事項を申し合わせた。

1　組織委員会をなるべく早く設置することとし、その準備を進めること。

2　第一八回オリンピック競技大会の正式呼称を「オリンピック東京大会」とすること。

3　会期を一九六四年七月二五日から八月九日までとすること。

4　オリンピック東京大会を象徴するマークを決定すること。

5　競技場の整備について。

以後、この三者協議会は、申し合わせ事項のトップにあげられた「組織委員会」の設置に向けて頻繁に会議を開催し、その体制等について精力的な協議を行った。[3]ここでの議論の焦点は、第一に委員の人選であった。組織委員会は具体的な準備作業を行う実務組織ではなかったが、後に見るように、高度な「政治的判断」が求められる場でもあった。日本初のオリンピック大会の最高責任組織の委員となることは「名誉」そのものであったが、単なる「名誉職」

を越える役割も負うことになった。こうしたさまざまな要素が絡み合い、委員候補選出にあたっては選出母体のバランス等、かなりの神経を使っていたことがうかがえる。第二に、組織委員会の規約の案文の作成であり、この作業の過程で三者の役割分担についての取り決めがはかられた。

三者協議会での作業が一区切りをつけた時期にあたる九月一七日、自民党政調会オリンピック特別委員会でオリンピック東京大会の準備に関する構想を三者それぞれが説明を行い、了承された。こうした「政治からのお墨付き」も得て、組織委員会の立ち上げの目処が立った九月一八日の第八回三者協議会において、第一回組織委員会を九月三〇日に開催することを決定した。

この三者協議会の方針通り、九月三〇日、オリンピック東京大会組織委員会の創立総会が、赤坂プリンスホテルで開催された。総会では、津島寿一日体協会長を組織委員会会長とすることを満場一致で採択し、会長の指名により副会長には安井誠一郎前東京都知事と竹田恒徳ＪＯＣ常任委員が、事務総長に田畑政治ＪＯＣ総務主事がそれぞれ選出された。組織委員会は発足と同時に、大会の基本大綱を策定するため総務委員会を設置し、あわせて、競技、施設、広報、宣伝、輸送の各特別委員会を設けた。(4)

組織委員会は、年内に第二回総会（一〇月一九日）、第三回総会（一一月三〇日）を開催した。この間、一一月一〇日に開催された組織委員会第一回オリンピックパーク小委員会では、以下の点の申し合わせが行われた。

1　選手村はキャンプ・ドレイクで押していく。

2　オリンピックプールは旧東部地区第七部隊跡地に設置が困難な場合はワシントンハイツとする。

3　文部省、建設省及び都関係の小委員により、オリンピックパーク整備の分担について改めて検討する。

4　小委員会委員長として田畑事務総長を選任する。

以下の論述に関係して、この段階でも、三者協議会での申し合わせ事項である「選手村はキャンプ・ドレイク」が確認されていることに注目しておきたい。組織委員会は、その後も月に一回のペースで総会を開催し、準備に関わる事項についての審議を行った。

一方、会場都市となる東京都の対応もまた迅速であった。三者協議会の解散、組織委員会の発足を受けて、一〇月二日に東京都議会オリンピック東京大会準備協議会を設置し、続く七日に東京都議会オリンピック東京大会準備協議会実行委員会を発足させ、一〇日には、東京都オリンピック準備事務局が発足した。[5] 以後、競技場建設など競技に直接関わる事項を含めて、道路建設、下水道整備、環境美化などの関連事業計画を立案し、それまでの東京の様相を一変させる大事業が開始される。[6] オリンピック招致が本格化した頃、安井誠一郎が都知事三選にあたって「グレーター東京」という標語[7]をかかげたが、その時の構想を遥かにしのぐものが現実に形を表そうとしていた。

(1) 吉見俊哉『博覧会の政治学』、中央公論社（中公新書）、一九九二。

(2) その他の申し合わせ事項は、各競技場は一応、招致の際にＩＯＣに提出した回答書記載の通りとし、回答書に基づいて準備を進めることであった。

(3) 会議日程のみを提示すれば以下のようになる。第三回（八月五日）、第四回（八月一一日）、第五回（九月二日）、第六回（九月一二日）、第七回（九月一五日）、第八回（九月一八日）、第九回（九月二二日）、第一〇回（九月二六日）、第一一回（九月二九日）。

(4) オリンピック東京大会組織委員会『第十八回オリンピック競技大会　公式報告書』上巻、一九六六、三八頁。

(5) 東京都『第一八回オリンピック競技大会東京都報告書』、一九六五、五四頁。

(6) 東京都『都民と都政の歩み　東京一〇年』、一九六五、二九九～三〇二頁。

（7）同前、第三編第二章、参照。

五　占領軍による接収と地域

前章で見たように、オリンピック大会開催準備の動きが本格化するなかで、オリンピック選手村の問題が大きくクローズアップされてくるが、本章ではその選定にまつわる経緯に入る前に、選手村選定のプロセスの中で大きな影響を被った現在の朝霞市・和光市および周辺地区（以下、朝霞・和光と略）と渋谷区代々木周辺地区（以下、代々木と略）、そして、調布市および周辺地区（以下、調布と略）の三つの地域の第二次世界大戦をはさんだ時代の状況について、軍（日本軍と占領軍）と戦後の接収という視点から概観していく。選手村をめぐるこの三つの地域の対応とその裏にある思惑を考察していく上での重要な前提となると考えるからである。

（一）占領軍の接収の性格・形態

戦災により都市住宅の三分の一は消失し、工場や建物、そして家財道具等の実物資産の四分の一を失っていた。[1] そうした惨憺たる状況のなかで、進駐軍による接収と物資調達は実行に移されていったが、「進駐してからの調達命令は当時の日本の経済状態を無視した無茶なものが多」[2]く、敗戦によって大きなダメージを受けていた日本経済、そして、日々の生活すら困難な人々にとっては大きな重荷となった。

接収に関する最初の指令は、一九四五年八月一九日、マニラにおいて提示された正式降伏条件のなかの「第三号連合国軍最高司令官およびその随行部隊の進駐に関する要求事項」であった。この内容は、八月二七日を期限として

実施すべき事項のなかに「最高司令官のため適当なる宿泊施設、宿営および野営地域の諸施設の準備」と「総司令部区域、飛行場地域、海軍地域、その他別の設営要求」が盛り込まれていた。政府と大本営は、この要求にたいして、八月二四日、厚木地区連合軍受入設営委員会と横浜地区連合軍受入設営委員会、二七日、鹿屋地区連合軍受入設営委員会、三一日、館山地区連合軍受入設営委員会をそれぞれ設置した。[3] 八月三〇日、マッカーサーが厚木飛行場に降りたって以降、進駐の進行と相まって接収も本格化していった。まず、不動産のほか、飛行場、港湾施設、貯油施設、通信施設、日本軍関係の施設、軍需工場などが進駐軍によって占拠された。その他、戦災を免れた公共建物、ホテル、デパート、工場、事務所、倉庫なども接収された。

マッカーサー率いる総司令部が進駐した東京都の状況をどうであったろうか。東京都の戦災状況も惨状の一言であった。[4] そうしたなかでも、一九四五年九月三日に出された覚書「連合国占領軍の要求する東京地区における建築物および諸便益」によって、宿舎、病院、事務所、倉庫、自動車置き場、修理用建物、冷凍倉庫など広範な接収が行われた。東京進駐の第一歩は九月八日であったが、「その日の内に第一ホテル、米国大使館、月島四号埋立地、東京湾、深川七号埋立地、代々木練兵場、帝国ホテルなど矢次ぎ早におさえ」られた。[5] そして、「東京港、東京飛行場をはじめ焼け残っためぼしいビルや学校、工場などかたはしから口頭命令や一片のメモで接収」された。[6]

東京に限らず、接収は口頭命令による場合が多く、文書にしても法的根拠を満たしていないメモ程度のものであった。公私の区別すらはっきりしないこうした接収状況にたいして各地で混乱と苦情が出てきたため、九月二五日、GHQは日本政府にたいして「日本における調達に関する件」の覚書を発した。[7] これによって、物資調達部・GPA（General Procurement Agent）が制定する調達要求書・PD（Procurement Demand）が占領軍の調達官から発行され、調達が完了した際は受領将校の署名の上、調達受領書・PR（Procurement Reciept）が交付されること

となった。一〇月九日、米第八軍作戦命令第一九号によって調達手続きが明らかにされ、最終的に調達システムが制度化されたのは、米第八軍作戦命令第三三号が出された一九四六年三月であった。(8)

進駐軍による接収は、接収された建物の所有者のなかには「いまだに占領軍との貸借の問題に固執している」(9)人々がいることなど、戦災とはまた違った「傷」を残したといえる。一九四五年一一月、GHQから「東京地区の洋風住宅の調査に関する覚書」が出され、それまでの公共建物等の接収から個人住宅の接収が展開されることになった。こうして接収された戦前からの西洋館に、重要文化財に指定されている三菱三代目社長の旧岩崎久弥邸、作家の山本有三が一時期居住していた現在の山本有三記念館などがある。こうした大規模な洋館をはじめ、洋風の住宅の多くが接収され、都内で七〇〇弱の住宅が接収された。(10) 接収された住宅は何らかの改修工事が施されたが、アメリカ的な実生活にとっての機能性を重視する考え方のため、内装に至るまで手が入れられ、「和室の床柱まですべてペンキに塗られてしまった」という当惑と怒りの声が残されている。

接収は、講和後、昭和三〇年代はじめまでに相次いで解除され、返還が実現した。その一方で、米軍が引き続いて駐留するために使用される土地等が残された。本稿で対象とする代々木は「ワシントン・ハイツ」、すなわち住宅用地として。朝霞・和光は「キャンプ・ドレイク」、すなわち基地施設として。調布は「水耕農場」すなわち食糧調達の農場として。それぞれの役割こそ違っても、これらの地域は、在日米軍の活動を支える基盤としての機能を引き続き果たすことになった。

(1)　経済安定本部『太平洋戦争による我国の被害総合報告書』、一九四九。

(2)　福島鑄郎編著『G.H.Q.東京占領地図』、雄松堂出版、一九八七、三一頁。

(3) 同前、一五～一六頁。および、占領軍調達史編さん委員会『占領軍調達史　占領軍調達の基調』調達庁、一九五六、九～一一頁。
(4) 東京都『東京都戦災誌』、一九五三。東京都『東京都の復興再建状況』、一九五三。
(5) 前掲書(2)、三二頁。および、前掲書(3)『占領軍調達史　占領軍調達の基調』。
(6) 東京都『都民と都政の歩み　東京二〇年』、一九六五、一七〇頁。
(7) 前掲書(2)、三五～三六頁
(8) 小泉和子、高藪昭、内田青蔵『占領軍住宅の記録』上巻、一九九九、二六頁。
(9) 前掲書(2)、五三頁。
(10) 前掲書(3)『占領軍調達史　占領軍調達の基調』、五三～五九頁。

(二) 朝霞・和光の場合

① 陸軍予科士官学校、軍需工場と土地収容

戦後、「キャンプ・ドレイク」と呼称され、当初、選手村の予定地にあげられていた土地と軍との関係は第二次世界大戦前にさかのぼり、陸軍予科士官学校の移転に端を発する。

陸軍士官学校の前身ともいえる兵学校が京都におかれたのは早くも一八六八年、明治元年八月のことであった。その後、何回もの組織改編を経て、一九二〇（大正九）年、「陸軍士官学校令」の改定によって、予科と本科をおくこととした。一九三七年になって、本科が神奈川県座間に移転して陸軍士官学校となり、市ヶ谷台に残った予科が独立して陸軍予科士官学校となった。陸軍予科士官学校が移転を決めた背景には、戦争の拡大とともに入校生数が激増し、市ヶ谷台の校地の狭隘化が深刻になったからである。

すでに一九三七年頃から、現在の和光市の区域になる旧白子村と新倉村で、[1]陸軍予科士官学校移転予定地として農地の買収が始まっていたが、白子村と新倉村において最終的に用地として買収されたのは、両村の全面積の約二〇％を占める農耕地および山林地帯約二〇〇町歩の広さに上った。[2]一九三九年一二月になって、埼玉県北足立郡朝霞町（当時）の朝霞ゴルフ場を中心に、白子村、新倉村にまたがる地区を用地として決定し、一九四一年一〇月三一日、陸軍予科士官学校は市ヶ谷から朝霞に移転した。[3]同校は、一九四五年八月二九日解散の日まで当地にあった。

また、軍関係の施設としては、東京日日新聞が「朝霞町に大作業廠陸軍省の直営として建設十万坪の敷地まとまる」[4]と報じた陸軍被服分廠の朝霞移転がある。記事の見出しにもあるように、一九三九年一一月初旬から買収交渉が始まり、ほぼ一ヶ月後には約八〇名の地主との間に契約が成立した。翌年から、一〇万坪にも及ぶ広大な土地に陸軍被服本廠朝霞分廠の建設が開始され、一九四一年に操業を開始した。[5]

そして、この地域に進出したのは、軍に直接関係する機関ばかりではなかった。一九四〇年、焼夷弾・曳光徹甲弾等を生産する大蔵財閥系の中央工業・新倉工場が建設され、続く四一年には、焼夷弾・曳光徹甲弾等を生産する中外火工品、元計算尺の専門メーカーで兵器の一部としての計算尺を生産する軍需工場化した逸見製作所、そして、日興航空興業が相次いで進出した。この結果、白子・新倉地区の人口が四八四〇人（一九三五年）から一万人を越える（一九四五年）までに増大した。軍需工場の相次ぐ進出の影響は、最寄り駅となる東武東上線新倉駅乗降客数が、一九三四年の開設当初は一日平均九四人に過ぎなかったものが、実に二二倍にも膨れ上がったことにも現れている。[6]

「軍都朝霞を名乗る日も遠くない」[7]とまでいわれるほど、戦争が本格化しようとする時期に、この地区には軍関係の諸施設が集中して新設（ないしは移転）された。その意味で、戦時下において、純農村地帯から軍需工場地帯への変貌を経験した地域ということができる。しかし、農家戸数が六〇戸近く減少するなどの純農村地帯からの変貌は、

住民が願ったものではなかった。士官学校校地にせよ軍需工場用地にせよ、土地買収にあたっては、「お国のため」と有無をいわさず土地を売ることを強制された農民も数多くいた。そうした形で土地を奪われた農民たちは、農業で生計を立てていくことが困難となり、自らの土地に建てられた軍需工場で働くなどしか生きる道が残されていなかった。こうした経緯が、戦後に起こった土地の返還要求の大きな背景となってくるのである。

(1) 戦時中の一九四三年四月一日、白子村と新倉村が合併して大和町となった。
(2) 和光市編『和光市史』通史編、下巻、一九八八、五三七頁。
(3) 朝霞市教育委員会市史編さん室編『朝霞市史』通史編、一九八九、一二四五頁。
(4) 『東京日日新聞』一九三九年一一月三〇日。
(5) 前掲書(3)、一二四一頁。
(6) 前掲書(2)、五三三頁。
(7) 前掲書(4)より。

② 戦後の接収解除の陳情

戦後直後、日本の各地域と同様に、朝霞・和光にも米軍進駐が開始された。

埼玉県内の動向を見れば、最初に進駐が行われたのは、一九四五年九月一四日、熊谷飛行場への米軍第四三師団(約一ヶ月後、第九七師団と交代)一万人であった。[1] 朝霞・和光地域は、それからわずか後の九月二〇日、旧陸軍予科士官学校跡地に第一騎兵師団四〇〇〇名が分駐した。九月から一〇月にかけて、米軍は埼玉県内で三〇カ所近くに進駐したが、旧陸軍予科士官学校跡地への進駐はそのなかで最大規模のものであり、県下の占領軍にとって中心的な

基地となった。[2]

進駐にともなって、この地区を「キャンプ・ドレイク」と称するようになった。このうち、旧陸軍予科士官学校跡地を「サウスキャンプ」、旧陸軍被服本廠朝霞分廠跡地を「ノースキャンプ」、旧練兵場を「根津パーク」とし、このほか住居施設地区として「モモテハイツ」と現新座市と練馬区に属する「グランドハイツ」を設けた。[3]

戦後しばらくの間、住民と米軍との関係は基地への労務供出という形が大きなものであった。一九四五年一〇月、政府は「進駐軍関係労働者充足に関する通達」を出したが、それよりも早く米軍の朝霞進駐が始まってすぐに朝霞町や大和町（現、和光市）などの周辺町村にたいして、基地労務者の提供が求められた。こうして集められた基地労務者の組織は、当初「労務報国会」と呼ばれ、後に「朝霞進駐軍労務協会」と改称された。[4] どれほどの人々がかり出されたのかについて、九月二一日から一〇月四日にかけての「朝霞勤労日割」表から大和町の実態を見ると、初日だけが二〇〇人で、以後は毎日二七〇人の労務者を提供しており、この期間だけでも一戸につき一人を上回る割り当てであった。[5] 当時、基地で働くことへの抵抗感も住民の間では強かったが、敗戦の混乱のなかにあっては収入を得られる貴重な機会であったため、夫婦とも基地で働くケースも出てきた。同じ埼玉県内で大規模な進駐が行われた所沢周辺の就職求人の状況について「就職希望の多い進駐軍関係」と『埼玉新聞』（一九四六年八月二三日）が報じたように、戦後しばらくの間は、朝霞・和光の住民にとって基地とは「働き口」であった。

こうした地域、住民と基地との関係に変化が現れたのは、講和が現実のものとして動き始めた時期のことであり、行政当局と議会を中心として接収地の解除・返還運動が起こってきた。戦前に強制的に買収に応じさせられ、戦後は占領軍の進駐による接収のため土地が戻ってこないために生ずる困難を切々と訴える要望・陳情が数々出されてくる。

もっとも初期に属する一九五一年一月二三日、大和町長、大和町農地委員会長、大和町農業協同組合理事三者の連

名で、埼玉県知事代理である副知事の飯塚英助宛に出された「連合軍使用地域解放陳情書」は次のようなものである。陳情の対象となった土地をめぐる歴史的経緯や当時の住民の生活状況などをうかがうこともできるので、やや長くなるが、その主な部分を引用しておく。(6)

「第二次世界大戦中平和な農村の本町にも陸軍予科士官学校、陸軍病院、又中央工業株式会社外拾数の大小軍需工場が建設せられて純農村経営の夢は破られ、約二百余町の農地未墾地が敷地として潰廃使用せられ、転落農家が続出し、転向の止むなきに至った農業従事者は附近の工場に職を求め生計を立てて居りましたが、終戦となるや軍の解散や軍需工場の閉鎖に且民間事業への移向により、多数工員の失業と同時に復員軍人の帰郷により失業者は増加の一途を辿り（中略）／　元練兵場であった地区の大半は立派な農耕地として現在耕作に出入るもの二百戸を数えると思考される。其の一部の者は軍用地の耕作のみで生活を立てている者も少なくない状況であります（中略）／　連合軍使用建物より離れた一部分に付き約四三町歩の連合軍使用地域の解放、並に管理換えの上に当町農民に自作農地として増反せられる様（傍線、筆者）特別の御高配を煩わしたく陳情致します。」

以上の文面から明らかなように、ここでの陳情の主眼は旧所有者への土地の返還ではなく、基地内の土地で現在耕作している者に対して私有地として解放して欲しいというものである。地元では、一九四六年以来、食糧危機に対応するため元陸軍予科士官学校の練兵場跡地の開墾を進めていた。(7) 米軍側は表立ってはこれを認めず黙認の姿勢をとっていたが、米軍がこの土地をほとんど利用していなかったこともあって、開墾の「公認」を取り付けたいというのがこの陳情書の趣旨であった。県議会からの回答は一九五一年四月にあったが、「三定例会に於て慎重審議致しましたが、今議会に於ては予算其の他の関係で結論付ける事が困難の為審議未了に終わりました」という素っ気ないものであった。(8)

その後、講和条約の発効後、基地用地の返還の要望に内容的な変化が現れてくる。

大和町長名で出された、一九五四年二月一六日付「接収地一部返還陳情書」[9]では、冒頭に戦前「強制的に買収され」たという土地の「由来」が訴えられ、続けて「駐留軍接収後はその耕作地に立入りを禁止されましたが、軍の特別の御好意は暫くの間の耕作を黙認して戴き、今日に至りました」という現状を示す文面がある。ここまでを見る限り、従来までの陳情の内容と大きな違いはないように思われるが、この陳情の主意は「埼玉県北足立郡大和町大字新倉並に下新倉地域内の、駐留軍接収地中、現に使用せざる用地を、町勢振展と町民の福祉増進のため速やかに町に返還賜り度い」というものであった。

この陳情の内容の変化を特徴づければ、「農地解放」としての性格の弱化であり、町民個人への返還（ないしは分配）から町（行政）への直接返還という方式が強く打ち出されたことである。[10]それは返還を要望した土地の利用を「1　文化的施設の充実（約二〇町歩、六万坪）　2　住宅地に利用（約一五町歩、四万五千坪）　3　工場誘致策の実現（約一五町歩、四万五千坪）　4　農耕地としての利用（約一〇町歩、三万坪）」のように計画していることに明瞭に見ることができる。この陳情書と同日付けで「二町一村接収地払下促進委員会要望書」[11]が出されたが、米軍の「遊休地」部分の返還を求めるなど、大和町長名の陳情書と内容的に重なり合うものであった。

基地用地の返還要求の内容的な変化の背景には、第一に、陳情の対象となった土地の多くの部分を占め、返還運動の中心を担っていた大和町、とくに、町議会内の勢力分布の変化があるといわれている。商工業者と農民、それぞれの利益代表の対立が議会内で繰り広げられていたが、この時期になると商工業者をバックとする勢力が議会内で勢力を拡大させていた。[12]第二に、朝鮮戦争による「朝鮮特需」の影響もあって、戦後の経済復興がなされてくる時代状況のなかで、地域開発、ないしは、地域社会における教育・文化施設や公営住宅の整備等の志向が行政内部でも芽生え、

そのための用地取得が切実な課題として認識されるようになったことがある。

こうした陳情や要望にたいする米軍からの回答は、従来までもかんばしいものではなかったが、一九五四年四月の米軍通告は「当該地を石炭置き場として利用する」という事実上の拒否通告であった。さらに、五月には、「黙認」してきた軍用地内耕作者の立ち退き命令まで出された。[13] 米軍の対応にたいして大和町は、同年五月、返還の要望書を再度提出した。今回は、返還の要求規模を一八万坪から三万五千坪に大幅縮小し、利用計画も教育・文化施設関連に限定したものであった。[14] この要望も認められなかったが、翌一九五五年九月には大和町当局と議会代表が米軍と懇談し、再度、陳情「キャンプ東京接収地一部返還陳情に関する件」を提出する。今回は、東上線以南の住宅地域での児童数の急増に対応するための小学校建設用地（五千坪）に限定するという非常に「慎ましい」ものであった。[15] しかし、この陳情も実を結ばず、地域の返還運動は一応の終止符を打つことになる。

（1）埼玉県県民部県史編さん室編『埼玉軍政部資料調査報告書』、一九九〇、二頁。
（2）埼玉県編『埼玉県行政史』第三巻、一九八七、一二四～一三〇頁。
（3）朝霞市教育委員会市史編さん室編『朝霞市史』通史編、一九八九、一三一七頁。
（4）同前、一三一八頁。
（5）和光市編『和光市史』史料編三、一九八四、六九四～六九五頁。
（6）同前、七一三～七一六頁。
（7）同前、六九九～七〇六頁。
（8）和光市編『和光市史』通史編、下巻、一九八八、七一六頁。
（9）前掲書(5)、七一六～七一九頁。

(10)　前掲書(8)、七二〇頁。
(11)　前掲書(5)、七一九～七二二頁。「二町一村払下促進委員会」は、一九五三年一二月、関係町村が一致協力して基地返還運動を進めることを目的として、大和町、朝霞町、片山村の各町村長、助役、議会議長、副議長、議員をメンバーとして結成されたものである。
(12)　前掲書(8)、七二一頁。
(13)　前掲書(5)、七〇六～七一〇頁。
(14)　前掲書(8)、七二三～七二四頁。利用計画の内訳は、1　小学校の新設（五千坪）2　中学校の増設（七千坪）3　高等学校の新設（九千坪）4　公民館活動の中心的施設の完備（二千坪）5　公営総合運動場の建設（一万二千坪）。
(15)　同前、七二四～七二六頁。

③　基地と「売いん取締条例」

地域と進駐軍との関係で大きな社会問題化していたものが、売春とその取締りであった。『埼玉県警察史』に「昭和二十年九月十四日熊谷（現在の熊谷自衛隊）へ一万二〇〇〇名の進駐軍が入ってきたのをはじめ、朝霞、豊岡、所沢の各基地にアメリカ兵が駐留した。これら基地近くの盛場に妖しい脂粉の香をふりまきながら闇の女がむらがり、アメリカ兵相手に肉体の切り売りをはじめた」[1]と記されているように、進駐軍の駐留とともにこの問題が発生し、その後も継続するなかで、一九五〇年六月、朝鮮戦争勃発に伴ってさらに深刻化したといえる。朝霞基地に駐留していた第一騎兵師団が朝鮮半島へと出動し、朝霞基地は米軍の重要な後方基地となり補給地としての役割を果たすことになった。補給地の役割とは、戦地で三ヶ月従軍すると三ヶ月間の休暇が与えられるが、本国には帰還せず戦況によっては即座に対応できるように同盟国に待機していることである。この結果、大和町と朝霞町は朝鮮戦争の「帰休兵」

の町となり、この帰休兵を目当てとする売春婦が、有楽町、池袋等から集まり、その数は約二千名にも上るといわれ、[2]「『埼玉の上海』と呼ばれた朝霞町には進駐軍の数も多く、川越街道をはさんで進駐軍の大兵舎が約四キロにわたり、将兵相手の土産物を初め、外人好みの商店、ダンスホール、キャバレー等が軒を連ね、闇の女、ポン引き等が出没した」[3]という状況であった。

こうした事態にたいして、一九五〇年九月八日、進駐軍の命令により朝霞町で全国初の「朝霞町売いん等取締条例」が制定された。[4]朝霞町では、進駐軍の駐屯以来、売春の取締まりを頻繁に行っていたが、[5]この条例制定後はさらに厳しい取締まりを行った。そのため、隣の大和町に売春婦が大量に流れ込んでしまう事態となり、大和町でも同様の「売いん等取締条例」が急遽九月一四日に制定され、翌日からの施行となった。[6]大和町の「売いん等取締条例」の「最近の当町に於ける社会情勢に鑑み、教育上、風紀上はなはだ憂慮すべき状態にあるので対象となるべき売いん行為等を取締るため、又朝霞進駐軍当局の要請により是等行為を取締る為別紙の通りこの条例を定めるものである」という制定の趣旨には、進駐軍からの要請が大きなきっかけではあるにしても、町としても売春の取締まりに厳しくあたる必要性を強く感じていることが示されている。

これに続けて、九月一五日、進駐軍より「大和町長、公安委員全部、飲食業者の会長又は役員」などにたいして出頭命令があり、「取締条例」の周知徹底の方法や取締まりの具体策についての説明が求められた。これを受けて一七日には、「大和町売いん等取締条例を定めたので、これを普及徹底させる為九月一九日午前九時大和町役場会議室に於て、説明会と共に之れが取締実施について各位と篤と御相談致したい」とする条例説明会の開催通知を、議員、自治会長、公安委員、司法保護委員、小中学校長、PTA会長、消防団長、社会教育委員などにたいして出した。[7]約六〇余名が出席した条例説明会の模様を『埼玉タイムス』（一九五〇年九月二四日）は次のように報じている。「一九日

同町（大和町、筆者注）役場で関係者を招いて取締り、指導等につき説明を行った。右につき忍大和署長は『この地方でも闇の女が相当多く、朝霞町同様取締りを断行して悪質な性病を一掃、青少年不良化防止と共に併行、町を明朗にすることになったのですが、結局は警察の取締りだけでなく、全町民各位の心からなる協力によらねばこの趣旨の徹底は期し難いので、何分にも協力を望みます』。二一日には、町民向けの条例説明会が開催され、売春婦に部屋を提供している業者も出席した。(8)

その後、具体的な取締りが実行に移され、「朝霞、大和両町署では両町附近を根城に風紀を乱す〝夜の女〟の全面的な検挙に乗り出すことになり、九月二五日夜突如全署員を動員して一大狩込陣を張った。この狩込みで網にかかった〝夜の女〟は朝霞町で六〇名、大和町で三八名合計九八名」と報じられた。(9) 進駐軍の対応としては、一一月二二日、売娼による風紀の乱れと性病の蔓延等への対応を目的として「売娼抑制に関する米国陸軍法規」（陸軍法規第六〇〇―九〇〇号）が制定されたが、一二月一二日になって、この内容は大和町警察署長を通じて大和町長にも知らされた。娼家とおぼしき場所への立入禁止、違反者は「夫レ相当ノ懲罰方法ニヨリ取扱ハル」という厳しい処罰を示唆しており、軍関係者にとって重大な問題であるとの認識がにじみ出ている。

この当時の売春取締りに関する『埼玉タイムス』の記事の見出しだけを追ってみても、「闇の女を手先に！　ドル買団一味検挙」（一九五〇年一一月一二日）、「朝霞で闇の女三八名、一二名の客引き男も検挙」（一一月二六日）、「闇の女三五名、男八名と共に検挙」（一九五一年二月二五日）、「論壇　夜の女をどうする」（三月一八日）など数多く、売春取締りの問題が、当時、大きな注目を集めていたことがうかがえる。

このように新聞記事の素材として数多く取り上げられることは、同時に、警察署や進駐軍による連続的な取締りが行われていたことの証明でもある。軍当局による綱紀粛正も、一九五二年五月、歓楽街であった朝霞町南栄地区への

米兵立入禁止措置、いわゆる「オフリミット」が最初に実施されるなどの策が講じられていた。しかし、なかなか問題の根絶には至らず、「昭和二八年末現在の県下における売春婦等のい集状況は、売春婦（街娼）五四四名、オンリー三七五名、客引き八四名、置屋五二三名を数えていたが、最も多いのは朝霞、大和の両町」[10]といわれるほどであった。これには、社会環境の「浄化」を求める住民の声がある一方で、埼玉県の駐留軍基地での売春業者は全国的にも極めて多いという状況を反映して、経済的基盤を失いかねないとしてオフリミット解除を求める運動が業者を中心に起こってくるなど、地域のなかでそれぞれの思惑が錯綜していることにも一因があった。基地用地の返還すら求める地域において、文字通り「基地の町」としての性格が二重映しで投影された出来事といえる。[11]

（1）埼玉県警察史編さん委員会編『埼玉県警察史』第二巻、一九七七、九六三頁。
（2）和光市史編さん委員会編『和光市史』通史編、下巻、一九八八、五八四頁。
（3）前掲書（1）、九六七頁。
（4）朝霞市教育委員会市史編さん室編『朝霞市史』通史編、一九八九、一三二頁。
（5）埼玉県『新編埼玉県史』通史編七、一九九一、五八頁。
（6）『和光市史』史料編三、一九八四、七一〇～七一一頁。
（7）同前、七一二頁。
（8）前掲書（2）、五八五頁
（9）『埼玉タイムス』一九五〇年一〇月一日。
（10）前掲書（1）九六八頁。
（11）労働省婦人少年局『全国売春関係地域数、業者数及び従業者数』、一九五五年四月三〇日現在。埼玉県編『さいたま女性の歩み』下巻、一九九三、一七〇頁より重引。

（三）代々木の場合

①　練兵場の開設と「砂塵問題」

戦後、占領軍の住宅用地として使用され、最終的にオリンピック選手村の用地となった代々木周辺の広大な土地が整備されたのは明治期にさかのぼる。一九〇九（明治四二）年七月五日、代々木練兵場として開設されたものがそれである。当時の渋谷町上渋谷と代々幡村代々木にまたがる丘陵で、南豊島御料地の南に位置していた。この地に練兵場が開設されたのは、明治五〇年度に開催される予定であった日本大博覧会の用地として青山練兵場が充てられ、その代替地として選ばれたためであった。(1) その後、一九一〇（明治四三）年四月、明治天皇の命により、練兵場の一部である上渋谷竹ノ下同字原、代々幡村大字代々木字深町の約二六八三坪を陸軍省が譲渡し御料地に編入するなどの変化はあったが、広大な土地が練兵場として確保された。(2)

戦前の陸軍の政治的な勢力の大きさを勘案すると、練兵場は「不可侵」の領域として住民に受けとめられていたと考えるのがふつうであろう。もちろん、そうしたとらえ方が大勢を占めていたであろうが、練兵場を間近にもつ人々の思いは、もう少し複雑であった。

練兵場開設当初は武蔵野の広々とした丘陵の周辺にはほとんど何もなかった土地は、大正期になって以降の東京市郊外の人口増加に伴って、その周辺地域は住宅地となり、少し離れた渋谷は商業地区として発展を遂げた。このため、とくに冬の時期、風にあおられて飛んでくる練兵場からの砂塵は、周辺住民の生活をおびやかすものとなった。一九二六（大正一五）年、練兵場の砂塵対策を、当時の東京府、警視庁、そして政府に働きかけた。一九三三年一〇月一九日には、区会で「代々木練兵場防塵施設急速施行方ニ関スル意見書」が提出され、満場一致で可決、各関係官庁に

意見書が提出された。[3] しかし、要求の相手が陸軍省であったこと、さらに、満州事変が始まり軍の力が以前にも増して強くなっていた時期にあたっており、砂塵問題は一向に進展を見せなかった。区としては、その後も運動を続け、一九三四年一一月にも東京市長への陳情を決定した。時期は前後するが、一九二七年一〇月には、渋谷町民大会で「練兵場廃止」の決議までなされている。[4] 砂塵問題が当時の住民にとって、いかに大きな問題であったのかを示す出来事といえよう。

砂塵問題と重なり合う形で、この土地とオリンピックとのつながりを見ることができる。一九四〇年の「皇紀二六〇〇年」を記念して開催が予定されていた「幻の東京オリンピック」をめぐる区の動きがそれである。一九三七年一月一九日、区会で「オリンピック競技場誘致ニ関スル意見書」を提出した。『渋谷区議会速記録　昭和一二年・一』によれば、「我が渋谷区の中央に在る代々木練兵場は、一度旱天に風を起せば、附近一円黄塵万丈ほとんど咫尺を弁ぜざるに至り、明治神宮の聖域を砂塵を以て冒瀆し奉ることしばしばあり。これがため神林もやがて枯死するに至るべしと専門家の意見もあり、また練兵場四囲住宅は雨戸をたつるも微塵なお室内に進入し、商店は休業の止むなきに至り、消防署の望楼は視界を遮蔽せられてその用をなさず、一般の交通杜絶することもまれならざる状態」と練兵場からの砂塵による被害について述べ、「今や国際オリンピック競技場を得んとする絶好の機会に際し、一挙両得の方法を講ぜられたし」と要望している。[5] 長年の懸案であった練兵場の砂塵問題をオリンピックを機会にその解決を果たしてしまおうというねらいが見て取れるが、区はあわせて区内の道路や下水道など、都市基盤の整備も進めようと考えていた。

以上のように練兵場をめぐる区や住民の対応等の経緯を見ると、軍の施設である練兵場「廃止」の決議までなされたことに見るように、地域にとって、そこで生活する人々にとって、練兵場はいってみれば「迷惑施設」として見ら

れていたという側面があったことは否定できない。繰り返しになるが、軍が大きな勢力を持っていた戦前においてすら、こうした住民意識が存在していたことはひとつ注目しておいてよいであろう。しかし、戦時体制の強化、オリンピックの返上という時代の流れのなかで、前述した区の要望はことごとく見送られてしまい、その後の戦争への本格的な突入、戦局の拡大、そして悪化の一途をたどる時期には、それまでに見られたような地域の生活面からの練兵場にたいする働きかけは姿を消していく。

（1）『新修　渋谷区史』中巻、一九六六、一七六二頁。
（2）同前、二〇七六頁。現在、この土地は明治神宮の敷地の一部となっている。
（3）『渋谷区議会速記録　昭和八年』四。
（4）『渋谷区議会史』、一九七六、八五頁。
（5）同前、八七頁。

②「デペンデントハウス計画」と「ワシントンハイツ」

戦後、代々木練兵場は真っ先に進駐軍による接収が行われた。この土地に建設され、オリンピック選手村に転用されるまで米軍に使用されていた「ワシントンハイツ」とはいかなるものであったのだろうか。

ワシントンハイツと呼称されるものは、戦後、占領軍の「デペンデント・ハウス（Dependents Housing）計画」に基づいて全国各地に建設された占領軍将兵用の住宅の代表的な存在であった。「デペンデントハウス」の「デペンデント」には「扶養家族」という意味があり、この場合、占領地での将校軍人層の「家族用住宅」を指す。(1)

デペンデント・ハウス（以下、DH）の建設要請が口頭で日本政府の関係機関に伝えられたのは一九四六年一月三一日であった。このときに初めてDHの建設と、その予定総数二万戸の内訳が明らかになった。二月二〇日には文書が出され、内容もより具体的となり、建設地として、福岡、呉、神戸、大阪、京都、名古屋、青森、東京、横浜、仙台、札幌、小樽が予定地として挙げられている。三月六日、GHQからSCAPIN七九九[2]が発せられ、三月一五日に政府は具体的なDHの「建設要綱」を定めた。続く一六日、SCAPIN八二三[3]が発せられ、二〇日には戦災復興院に特別建設部が設けられた[4]。占領軍の住宅建設要求は、当時の日本の生産能力や資材調達状況などの面で多くの困難を含んだものであった。そのため、政府は目標数の削減を陳情し一万戸までに計画が変更になったが、工事は予測通り困難をきわめ、一九四六年度中には三、一七二戸が完成するにとどまった。こうした状況のなかで、占領軍も「初めて日本の経済規模の小さいことを知った[5]」のであった。

東京地域にたいする最初の要求は、新築と既存のアパートの改造を主な柱として、一、七四一戸の予定であった。新築の工事は、二一年七月にパレスハイツ（三宅坂）、リンカーンセンター（国会議事堂前）、ジェファーソンハイツ（閑院宮邸跡、現参議院議員公舎）、八月にワシントンハイツが起工し、翌二二年四月、グランドハイツ（成増飛行場跡）が起工した。一九五〇年一〇月の調査によれば、グランドハイツ（一、二六二戸）、ワシントンハイツ（八二七戸）などの大規模な建設をはじめとして、立川（四一〇戸）、横田（四〇五戸）、ジェファーソンハイツ（七〇戸）、リンカーンセンター（五〇戸）など、東京では三、三九六戸の家族住宅が建設された[6]。全国で一万三、一一八戸が建設されるにとどまったことを考えると、結果として新設住宅は東京に集中したことになる。

ワシントンハイツは起工から約一年後の一九四七年九月に竣工した。敷地面積約二八万坪、住戸数八二七の大規模住宅地である。住戸は、中尉以下の少尉や下士官用のAタイプ、大尉と佐官用のBタイプに区別されており、両者の

基本的な違いは広さであり、この広さによるグレードの違いは、軍隊組織の階級のグレードに対応していた。(7)

敷地内には、住宅ばかりでなくさまざまな施設もあわせて建設された。「クラブハウス」には、「社交・慰安」のためのダンスホール、談話室、食堂、「運動」のための室内運動場、プール、テニスコート、「修養・娯楽」のためのカード遊び室、図書館、そして来客の宿泊のためのゲストルームなどが設けられていた。クラブハウスは「異文化圏に居ることを忘れさせてくれる一大レジャーセンターともいえるもので、住宅地とはいえ、必要不可欠な建物(8)」であった。ワシントンハイツが家族用住宅の集合体であったことから、幼稚園、小学校などの教育施設もまた必要不可欠なものであり、児童七八〇人収容という占領軍施設のなかで国内最大規模の学校が建設された。その他、すべての宗派の人々に対応するための礼拝堂、一〇〇〇人規模の劇場、日用品・雑貨の販売所、診療所、消防所なども建設された。

以上のように、ワシントンハイツには、さながら、ひとつの都市を構成するに足る施設・設備が建設された感があるが、単なる住宅地ではなくひとつの完結した町を想定したDH計画の趣旨の体現ととらえることができる。

(1) 占領軍調達史編さん委員会編『占領軍調達史　占領軍調達の基調』、調達庁、一九五六。同編『占領軍調達史　部門編（工事）』、調達庁、一九五九。小泉和子、高藪昭、内田青蔵『占領軍住宅の記録』上下巻、星雲社、一九九九。
(2) 竹前栄治『GHQ指令総集成　SCAPIN』三巻、エムティ出版、一九九三、一二〇三～一二二六頁。
(3) 竹前栄治『GHQ指令総集成　SCAPIN』四巻、エムティ出版、一九九三、一三三一～一三三二頁。
(4) 前掲書（1）『占領軍住宅の記録』上巻、三五～三六頁。
(5) 当時の戦災復興院総裁阿部美樹志の回顧。前掲書（1）『占領調達史　占領軍調達の基調』、一九一頁。
(6) 東京都『都民と都政の歩み　東京二〇年』、一九六五、一七一頁。
(7) 前掲書（1）『占領軍住宅の記録』上巻、八八頁。また、配置も、AタイプとBタイプの住戸は、それぞれ連戸建てとし、

タイプの異なる住戸を混在させて配置することはなかった。ここにも、階級による区別という配慮がなされていた。

(8) 同前、一三五頁。

③ ワシントンハイツと「基地反対・教育浄化」運動

ワシントンハイツは、周辺の住民には、どのように映っていたのであろうか。

『ワシントンハイツ横丁物語』の著者である大泉博子は、ワシントンハイツ周辺の庶民の生活とそこにおける庶民感情をノン・フィクション風に描き出している。(1) 同書中のエピソードからは、戦時中「鬼畜米英」と教え込まれたアメリカは日本の「貧しさ」の対極にある「豊かさ」の体現者であることへのとまどいと羨望等、生活空間に「アメリカ」が隣接しているがゆえの入り組んだ「(心象) 風景」が見えてくる。それは、想い出として大切にしたいと思うものもあれば、記憶から消し去りたいというものまで複雑に絡み合っている。そんななか、当時幼少であった著者にとって、すなわち、子どもの目からはワシントンハイツの存在による「事件」は意識されなかった。しかし、その存在は少しずつ地域の住環境を変化させていき、大人のみならず子どもにとっても大きな「事件」が発生してくる。その引き金を引いたのは、やはり朝鮮戦争と「帰休兵」であった。

一九五三年五月二〇日、代々木署は警視庁保安課の協力を得て、代々木山谷のホテル「パリー」を急襲し、経営者をはじめ一六名を売春容疑で検挙した。(2) 代々木地区のほか周辺の千駄ヶ谷や原宿地区には、いわゆる「連れ込み旅館」が一九四七年には数軒しかなかったものが、五一年には六〇数軒、五三年には七五軒に増加していた。(3) 米兵相手の売春旅館の増加は、地元の住民にとっては大きな問題であり、一九五二年五月頃から対応についての協議を始め、都や区、そして警察などに陳情を展開していた。警察による検挙の背景には、こうした住民の動きがあった。そして、

七月一七日、山谷小学校ＰＴＡと代々木山谷婦人会の地元の母親が中心となって「住宅専用地区期成同志会」が結成され、旅館等風俗営業の建築を合法的に規制することができる「住居専用地区」指定をめぐる住民運動が展開された。[4] 当時、違法建築をも厭わない業者たちに頭を悩ませていた区当局の動きにも後押しされ、一九五四年一月一三日、「住居専用地区」指定は施行された。

しかし、問題はこれで終わらなかった。一月一八日、住宅専用地区期成同志会のメンバーが都建設局へ「住居専用地区」指定のお礼に出向いた際、ワシントンハイツに米軍独身将校の宿舎が新たに建設される案が伝えられた。「家族住宅」であった時代から売春問題が起こっていた上に、[5] 独身将校が大量に入舎した場合の問題のさらなる拡大を住民たちが案じたのは当然であった。また、「住居専用地区」でも商業道路に認められた街路に沿って両側二〇メートル以内には旅館などの風俗営業が許されるため千駄ヶ谷二丁目には次々と旅館が建てられていたことや、業界の「要望」で地区指定からはずされた鳩森小学校周辺に旅館が続々と建てられたことなど、運動の成果の一方で、それをかいくぐって営業を続けようとする業者の動きも、そうした不安をつのらせるものであった。[6]

事態の展開を受けて、代々木山谷婦人の会と山谷小学校ＰＴＡが米軍宿舎建設反対の誓願を準備し、二月一六日、両者名で請願書を区議会議長、都議会議長、衆参両院議長、外務大臣、調達庁長官宛に提出した。翌一七日夜、両者は合同会議を開き、米軍宿舎建設に伴う青少年への悪影響を及ぼすとして反対運動を展開することとし「代々木基地反対期成同盟」を結成した。[7] 以後、一応の終結を見るまで「約一〇年間におよぶ長い戦い」[8]の始まりであった。反対同盟には、ＰＴＡや婦人会などの地域団体のほか、労働組合や学生団体なども所属しており、幅広い人々を組織していたことがうかがえる。[9] 三月七日、反対同盟は山谷小学校校庭で「代々木基地反対住民大会」を開催した。小雨のなか五〇〇～六〇〇人の住民が参加した大会で採択された決議文は、米軍宿舎の建設は住民の生活を「不安と混乱とに

導くものである」として「断固反対」することをうたっていた。この決議文を付した請願書が、衆参両院議長や区に提出された。[10]

その後もさまざまな反対運動を展開し、六月一二日に開催された教育環境擁護区民大会にたいする「この大会を契機に、運動の幅は一段と広まった」[11]という評価もあるように、運動のひとつの頂点を示すものであった。しかし、同時に、反対同盟内部における方針の相違による食い違いや「分裂」も目立つようになった。会自体の「教育環境擁護連盟」への名称変更の提案がなされたり、区民大会の名称にしても「代々木兵舎反対区民大会」とするか「教育環境擁護区民大会」とするかについて二転三転し、直前になって後者の名称に決定するというものであった。

区議会内での大勢は、当初から建設反対というよりも、建設後の諸問題について協議の場をもつことで解決を図っていこうとするものであった。また、この問題は「教育問題」の範疇であり「基地問題」としては存在しないという認識を示していた。「基地」の存在とそれに起因する諸問題への不安という地元住民の思いは、一般的な教育環境の問題へと解消されてしまった。こうした区や区議会の姿勢は多かれ少なかれ住民の運動に影響を与えた。

住民による基地反対運動が進められているさなか宿舎は建設に着手され、一九五五年七月末完成した。住民たちは入舎反対を訴えたが、「日米懇談会」などでの話し合いは平行線をたどったまま、一一月二二日、米軍は入舎を地元に通告した。二八日、米軍第一陣（男四〇〇人、女五〇〇人）の入舎が開始された。[12] この後、住民側は山谷小ＰＴＡや代々木婦人会などが独自の運動を進め「環境浄化」の運動に取り組んでいたが、運動の停滞という側面は免れなかった。入舎に伴って予測される諸問題については、その事前検討と防止に努めるというスタンスで、一九五六年一月二〇日に発足した「渋谷区日米連絡協議会」という公的な会議の場にゆだねられることとなった。[13]

(1) 大泉博子『ワシントンハイツ横丁物語』、日本放送出版協会、一九九三。
(2) 『渋谷区議会史』、一九七六、六四七頁。
(3) 同前、六九二～六九三頁。
(4) 同前、六四九頁。
(5) 小泉和子、高藪昭、内田青蔵『占領軍住宅の記録』上巻、星雲社、一九九九、付録一〇頁。
(6) 前掲書(2)、六九五頁
(7) 同前、六五一頁。
(8) 渋谷区教育委員会編『渋谷区教育史』下巻、一九九二、二二〇頁。
(9) 前掲書(2)、六五四～六五六頁。
(10) 同前、六五三～六五四頁。
(11) 同前、六六一頁。
(12) 同前、六六八～六六九頁。
(13) 『新修　渋谷区史』中巻、一九六六、三一二三～三一二七頁。

(四) 調布の場合

① 軍需工場と調布飛行場の建設

調布のケースも、とくに朝霞・和光と同様に、戦時体制への転換の中で軍との関係を深めていった歴史的経緯をもっている。その端緒は軍需工場の建設であった。一九三七年七月七日の盧構橋事件以後、日中戦争の拡大に伴って軍事最優先へと日本全体が転換し、民生品製造の中小企業は軒並み深刻な経営危機に見舞われた。こうしたなか陸軍省および東京府の後援のもと、軍需重視の犠牲となった中小企業の統合・再編と兵器生産の拡充を目的に東京重機製造

工業組合を設立することが計画され、一九三八年一二月一五日、府の認可を受けて正式に発足した。[1] 当時の『読売新聞』が「養蚕地帯から一躍工業地帯へ」（一九三八年一一月五日）と報じたように、宅地などの付属施設を含めると合計で一〇万五千坪に達する広大な土地に数多くの工場群が立ち並ぶことになった。[2]

調布飛行場の建設も、軍需工場の建設とほぼ時を接して開始された。航空技術の発達は、平時においても戦時においても、航空関係の施設設備の整備の必要性を増大させた。一九三七年頃から、内務省都市計画東京委員会は、戦時における迎撃用戦闘機の発進基地を確保する目的で飛行場用地の選定を行っていた。いくつかの候補地を検討した結果、一九三八年一一月二一日に陸軍次官東条英機が、続く二九日には内務次官が、それぞれ東京府知事に調布飛行場建設協力の申し入れを行った。そして、早くも一二月一八日には、建設予定地の土地所有者を集め用地買収についての説明会が実施された。[3] この結果、調布町、三鷹村、多摩村にまたがる約五〇万坪の用地が決定され、翌三九年四月の地鎮祭以後、建設に取りかかったが、資材難など予想外の事態も発生して工期は遅れ、一九四一年四月三〇日、竣工式が行われた。[4]

こうした軍関係の施設建設のための土地買収に関しては、東京重機製造工業組合の工場群の広大な土地の場合、該当地主が七四人におよび、民家五戸の立ち退きも行われた。この買収協議の席上に警察官が立ち会い、地主たちの心理に影響を与えたことが町議会でも問題となり、警察官の立ち会いは今後は認めないという町長の回答があった。[5] 飛行場の場合は、地主三一〇名、立ち退き移転家屋は四七戸で、説明会の席上で配布された東京府の文書に「強制徴収」ではなく「円満」な買収を希望すると書かれていたが、実際には「お国のため」という「錦の御旗」のもとに、将校から反対はできない旨の発言すらあったと伝えられている。[6] 和光・朝霞地域と同様に、軍の圧力が陰に陽に加えられるなかで地主たちは買収に応じたという構図がここでもあてはまる。

（1）調布市市史編集委員会『調布市史』下巻、一九九七、六一六頁。
（2）工場敷地は、調布町（五万八千七三一坪）、狛江村（二万一千二坪）、神代村（一万一千七七〇坪）の三町村にまたがっていた（同前、六一七頁）。
（3）山本豊「調布飛行場の歴史」『調布史談会誌』第二六号、一九九七年一月、二頁。
（4）調布飛行場は、平時における東京の「空の玄関」としての役割を果たすことも想定されていたが、実際には、陸軍の重要な防空拠点として、そして、戦局の悪化にともなって、最終的には「帝都防衛」のための特攻基地としての役割を負わされた。櫻井隆『陸軍飛行第二四四戦隊史』、そうぶん社出版、一九九五。調布市戦時記録保存会『心に秘めていた戦争の話』、偕成社、一九九五。
（5）前掲書（1）、六一八頁。
（6）前掲書（3）、三～七頁。

② 飛行場接収と「水耕農場」

敗戦後間もない、九月三日深夜、調布飛行場に占領軍が進駐した。市域において比較的早い時期に進駐が行われたのは、軍事上の観点から立川や横田など東京周辺の飛行場の占領を優先させたためであった。同時に、占領軍は調布飛行場跡地を別の用途で利用した。それが「水耕農場」であった。当時の日本の農業は人糞を利用する下肥に依存していた。占領軍は、こうして生産された農作物、とくに生鮮野菜を非衛生的であるとして拒絶し、独自の技術による化学肥料を用いた栽培方法が可能な施設の建設が要求され、急遽、一九四六年に建設に着手した。(1)

飛行場跡地の南半分の地区に建設された農場の規模は、全体で一二六ヘクタール（三八万一千坪）で、そのうち水

耕部分の面積が二二ヘクタール（六万六千坪）、土壌栽培による耕地が一〇四ヘクタール（三一万五千坪）であった。このように「水耕」といわれながらも、実際は土壌栽培の方がはるかに広い耕地面積をもっていたが、水耕農法による農場としては日本初のものであり、最大のものであった。[2] 農場ではシステム化された労務管理のもと、冬場のもっとも少ないときは六〇～七〇人足らずであったが、農繁期には四〇〇人を越える従業員が農作業にあたっていた。[3] 労働や物品管理の規律も厳しく、全体として「近代農業化へのモデルケース」といわれるものであった。その一方で、当時としては画期的な週四〇時間制を採用していたり、給与も他の職種と比べると格段に高かったことなど、労働条件は悪いものではなかった。[4] このようにして水耕農場から米軍全体に新鮮な野菜が供給され、朝鮮戦争の際は朝鮮半島まで運ばれたという。

飛行場という軍事上の要所であるだけでなく、占領軍の生活の基盤を支える農場に使用されていたこの地区は事実上、地域や住民に返還されることは困難であった。しかし、この地域において自治体や住民による返還要求が皆無であったわけではなかった。たとえば、戦局が悪化してきた一九四四年九月に買収された旧燕第一九一八五部隊が使用していた旧神代村の軍用地の払い下げ申請がある。[5]「元所有者並に耕作者五〇余名は何れも右土地を農耕其の他経営の本拠として使用致し居り、特に農民は先祖伝来並に粒々辛苦開拓したる土地を失い非常に困難致し居る現状にして」と窮状を訴え、「今回終戦に伴い御不要と相成り」「最も有効適切なる方法を以て利用せんとする」ため国有財産の払い下げを要望していた。その用途は、経営困難な農家や復員軍人、引揚者のなかでの農業への従事希望者にたいして払い下げを行い、もって食糧難の問題解決への一助とするとしていた。

このように飛行場周辺の土地の返還要求がなされていたが、一九五三年の講和条約発効後、水耕農場の従業員が寄宿していた旧兵舎の敷地と建物の返還運動が起こり、一九五七年、約三〇〇坪の敷地が四〇世帯に払い下げられた。[6]

この時期になると、一九五六年四月に公布された「首都圏整備法」に象徴される東京近郊の地域開発との関係から、飛行場跡地の全面的な返還を求める動きが出てきていた。同法のねらいは、東京都に集中する産業、人口を「既成市街地」「近郊地帯」「周辺地域」の三種類の地域を設けることで近県に分散させ、首都圏全体の秩序ある発展を図ろうとするものであった。(7) 同法にたいして、「開発」への志向を強めていた自治体は、制定の「趣旨」そのものよりも、どの地域に指定されるかに注目した。とくに、無秩序な市街地の拡大を防ぐことを意図した「グリーンベルト（緑地地帯）構想」は、開発の「規制」と同義のものとして受けとめられ、この指定に反対する意見が続出した。調布の場合は、同年一一月四日に、調布の周辺地域四市一三町による「緑地帯設定反対期成同盟」が結成された。(8) このことに見られるように、この時期、地域開発を阻害する要因を排除し、より有効な状況を確保しようとする自治体の考え方が強くなってきていた。

（1）中西駿郎『調布のあゆみ』、調布市郷土史料保存会、一九八二、四一頁。
（2）栽培方法や栽培野菜等、詳細については、同前、四二頁。調布市市史編集委員会編『調布市史研究資料Ⅴ　行政史料に見る調布の近代』、一九八六、四六七～四六八頁。
（3）調布市市史編集委員会『調布市史』下巻、一九九七、六九〇頁。人員が足りないときは、巣鴨プリズン収容の戦犯のうち強制労働刑の受刑者たちがかり出されることもあった（同書、六九二頁）。
（4）前掲書(1)、四三頁。
（5）前掲書『調布市史研究資料Ⅴ　行政史料に見る調布の近代』、四六五～四六七頁。
（6）前掲書(1)、四三頁
（7）東京都『都民と都政の歩み　東京二〇年』、一九六五、四二四～四二六頁。

(8) 前掲書(3)、八三六～八四〇頁。

(五) 「基地」の存在と自治体・住民

三つの地域の接収地の「歴史的由来」と戦後の状況、および、接収解除・返還や基地に関わる自治体や住民による要望と運動等について見てきた。戦後の占領軍の進駐・接収の遠因は、戦前の日本軍による用地買収と軍関連施設の建設にあり、そのことが戦前・戦後を通じて地域に大きな影響を与えた。しかも、これら三つの地域と軍との関係は、講和を経てもなお存続していた。そうした状況のなかで、自治体と住民が翻弄され続けてきたことは見てきたとおりである。一九五三年に朝霞や所沢など基地の存在によって派生する問題について教職員組合が実施した調査のなかで、風紀上の問題、精神的不安の問題(爆音、騒音)、経済的損害、教育上の障害の四点が深刻な問題としてあげられている。[1] 三つの地域の接収の用途の違いによって、それぞれの問題の発生状況の軽重はあるにしても、多かれ少なかれ自治体や住民は「基地の町」の「基地問題」[2]を嫌が応にも認識するなかで地域生活を営んでいたという点では共通している。

この調査結果によれば、「基地がない方がよい」とする人々が七〇パーセント前後である。その反面、同じ「住民」のなかには、基地出入りの業者など軍の基地や施設によって生活の糧や利益を得ている層を中心に「基地」を「容認」する意見も存在していた。そうした対極的な意見の併存状況に加えて、「あってもしかたがない」と答えた層の意識は、ある意味では、「住民」全体に共有されていたものと考えられる。まず、占領・接収という、ひとつの地域だけでは動かしがたい事実があった。そして、基地などの軍関連施設の存在によって戦前においては軍需産業を含めて地域に大きな財をもたらし、戦後の混乱のなかでは基地や占領軍施設が重要な「働き口」となるなど、地域経済や

生活基盤を左右するほど大きな存在であることは「住民」の誰もが十分すぎるほど承知していたと思われる。こうした「住民」意識が錯綜しながら折り重なり、この時点においては解決の方向性として地域全体が一致するものとはならなかった。

三つの地域における自治体と住民の動きを見るとき、もうひとつの共通点は、軍と「性」、具体的には米兵関連の売春問題への対応である。

戦後の混乱のなかで、街娼としてしか生きる術をもちえなかった女性たちが数多く存在していたが、これに拍車をかけたのは、ほかならぬ日本政府と占領軍そのものであった。「外国軍駐屯地における慰安施設に関する件」の通牒が内務省から各庁府県長あてに発せられたのは、敗戦からわずか三日後の八月一八日であった。同じ時期に、各警察署長の名で一般国民にたいして出された通達「米軍進駐を迎える我等の覚悟」のなかの「婦女子の心得」の項に「一人歩きや夜間の外出は絶対しないこと」「出来るだけ地味な服装とし、モンペを常用し、お化粧等は止めること」と注意を呼びかけていたことから察せられるように、内務省通牒は米兵による暴行から一般婦女子を守るための「性の防波堤」として進駐軍用の「特殊慰安施設」の建設をうながす意図のものであった。八月二六日には政府の後見の元にR・A・A（Recreation Amusement Association）、日本名で特殊慰安協会が結成された。[4] 占領軍もまた、進駐早々の八月二九日には衛生将校が都内の慰安施設を視察し、九月二八日には、都の衛生局関係者を呼んで正式に占領軍用慰安施設の指定を要求した。[5] 一九四五年一一月末には、開業一六カ所、準備中、一四カ所、その他臨時施設を合わせて、公私娼二〇〇〇余名、ダンサー一五〇〇余名が集められた。[6] 埼玉県でも「県・市町村が、特別飲食店業者に協力を要請し、米軍兵士用の慰安施設を整備」させた。[7]

しかし、性病の蔓延という事態を重く見た占領軍は、慰安所への立ち入りを禁止せざるを得なくなった。また、一

九四六年一月二一日、連合国最高司令部から覚書「日本に於ける公娼廃止に関する件」[8]が発せられた。一九四六年三月、R・A・A施設へのオフ・リミット以後、米軍による厳しい摘発が実施されR・A・Aは消滅したが、一度集められた女性たちが「夜の女」として町の中へと散っていった。朝霞・和光の「売いん取締条例」の制定や代々木地域の住民による「環境浄化運動」が対象としていた問題の一端はここにあり、ある意味で、日本全体に共通していたものであった。同時に、米兵相手の売春婦の存在は「必要悪」とする意識[9]や「基地の子」[10]と総称された青少年への影響の問題の根も「基地」の存在にあった。

以上見てきた点を総じていえば、当時、「地域社会の意思と無関係にもちこまれた」[11]基地や軍施設があるがゆえの問題を多くの人々が痛切に感じていた。同時に、戦前は日本軍、戦後は占領軍によって、何代にもわたって住み慣れた土地であり生活基盤でもある土地から切り離された人々の思いが強固な一面をもっていることも共通して見えてくる。三つの地域では講和以後も米軍が何らかの形で駐留を続けていたため、土地の返還は必ずしも容易なものではないという厳しい現実に自治体と住民は直面していた。こうした問題の枠組みのなかで、「基地がなくならないと全面的な解決にはならない」という思いと同時に、「いやいやながらの共生」を続けていく他はないのかという思いもあったに違いない。そうであるがゆえに、繰り返しになるが、地域全体として基地そのものをなくすという大きなうねりとなるまでに至らなかったということができよう。しかし、堂々巡りのようであるが、そうであっても「折あらば基地がなくなってほしい」との願望が地域のなかに根強くあったことは、本章で見てきた事象のはしばしから見えてくる。

（1）岩岡又四郎「基地周辺地域の特殊事情からくる教育上の諸問題とその打開策」埼玉県教職員組合連合『第三次教育研究推

進研究集録』一九五四（所沢市史編さん委員会編『所沢市史』現代史料、一九九〇、所収）。

（2）佐藤昌一郎『地方自治体と軍事基地』、新日本出版社、一九八一。同書では、基地問題として、①自然・農林漁業・生活環境の破壊ならびに各種被害　②基本的人権の侵害および各種犯罪　③基地の存在および軍用（関係）車両による交通問題　④自治体・住民の都市計画の阻害と土地問題の発生・激化、をあげている（八～一一頁）。他に、榎本信行『軍隊と住民』、日本評論社、一九九三。

（3）福島鑄郎編著『G. H. Q. 東京占領地図』、雄松堂出版、一九八七、三三～三四頁

（4）吉見周子『売娼の社会史（増補改訂）』、雄山閣出版、一九九二。他に、いのうえせつこ『占領軍慰安所』、新評論、一九九五。山田盟子『ニッポン国策慰安婦』、光人社、一九九六。猪野健治編『東京闇市興亡史』、双葉社、一九九九（初版は、草風社刊、一九七八）。

（5）東京都『都民と都政の歩み　東京二〇年』、一九六五、一七二頁。

（6）一九四五年一一月二六日都議会での、高野警視総監の報告による。

（7）埼玉県編『新編埼玉県史』通史編七、一九九一、六四六頁。

（8）外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集』第二巻（政治、軍事、文化篇）、東洋経済新報社、一九四九、二三八頁。

（9）前掲書（1）。および、総理府国立世論調査所『風紀についての世論』、労働省婦人青年局、一九五三（『戦後婦人労働・生活調査資料集』第二三巻生活篇五　風紀・売春、クレス出版、一九九一、所収）。

（10）清水幾太郎、宮原誠一、上田庄三郎編『基地の子』、光文社、一九五三。

（11）前掲書（2）『地方自治体と軍事基地』、五頁。

六　朝霞から代々木へ～オリンピック選手村用地決定

やや遠回りをした感があるが、再びオリンピック東京大会の準備過程に目を戻してみよう。第四章で見たように、オリンピック大会招致の成功以来「挙国一致」の大会準備の体制がとられ、各方面で活発な動きを見せていた。そのなかで、選手村は朝霞キャンプ・ドレイク地区を使用することで計画が進められていた。議論を先取りしていえば、これが〝急転直下〟代々木のワシントンハイツ地区に変更されることになった。その間の経緯のなかで、各層や各地域がどのような動きを見せたのかを以下に見ていこう。

(一)「内部決定」の朝霞選手村

オリンピック大会の東京招致が決定する以前の段階における選手村に関する動向を整理しておけば以下のようになる。

一九五八年二月一九日、東京オリンピック準備委員会の第一回実行委員会において、朝霞キャンプは同年五月ないし六月頃に返還されるとの見通しから、この用地の確保を申し合わせた。四月一日、準備委員会第二回総会では、文部省社会教育局長からオリンピック大会開催に要する用地の確保について「現在米軍管理下にあるワシントンハイツ及びキャンプ・ドレイクが近く返還される見込みなので、これが確保を積極的に努力する」[1]旨の報告があった。そして、同年五月、東京で開催されたIOC総会において、都知事からIOC会長に「第一八回オリンピック競技大会開催希望都市に対する質問の回答書案」が手渡されたが、ここにも「選手村はキャンプ・ドレイク南部キャンプ」と記されていた。

大会招致決定以後の動向は第四章でも論じたが、一九五九年五月三〇日、解散を間近に控えた準備委員会は、大蔵大臣と調達庁長官にたいして朝霞とワシントンハイツの用地確保をあらためて依頼した。その後、文部省、東京都、

日体協による三者連絡協議会の場でも選手村はキャンプ・ドレイクとする案が確認された。九月三〇日に発足したオリンピック東京大会組織委員会は、一一月三〇日の第三回組織委員会総会において「大会の選手村として朝霞キャンプの返還折衝を強化すること」を決定し、一二月四日には文書で、総理府総務長官、防衛庁長官、外務・大蔵・文部・建設の各大臣に、選手村の用地確保を依頼した。(2) その趣旨は、選手村の「適否は大会の成否に影響するところ至大なので、選手村の選定と運営にあたっては重大な考慮を払わなければならない」が、その点からして「朝霞村は環境の点も良好、かつ周辺に練習場を豊富に所有し、はたまた衛生設備の完備することも他に類な」いものである。ゆえに「東京大会の選手村は現在米軍使用に係る埼玉県朝霞村南地区のキャンプ・ドレイクが最適のもの」であり、「ついては米駐留軍に対する返還折衝その他用地確保のため必要な諸措置につき全面的な配慮を賜りたい」というものであった。これにたいして、一九六〇年一月六日、大蔵省管財局長から組織委員会会長に「申し出のあった選手村用地確保については、当施設の具体的利用計画を検討のうえ、在日米軍に対して施設の返還を要求することになるので、詳細な計画書を提出されたい」との要望が出され、四月二一日に組織委員会は必要資料を提出した。

その後、一二月七日の第一三回組織委員会においても朝霞選手村を再確認した。これを受けて組織委員会会長は、在日米軍に提供中の土地返還について文部大臣をはじめ関係大臣と所管の機関にたいして「在日米軍に提供中の土地返還についての御依頼」と題した文書を提出し、「東京大会の選手村及び競技場を現在、在日米軍に提供中である用地に（中略）それぞれ建設することが決定いたしましたので、その実現方について格別の御配慮」を要請した。そこには、選手村に関する構想のほか、都内で広大な土地の確保が困難であったためワシントンハイツ地区に球技場を含む室内体育館を設置するべく用地返還を要望する点も盛り込まれていた。(3)

以上の経過から明らかなように、オリンピック準備委員会から組織委員会に至るまでの過程において「朝霞選手

村」は、さまざまな機会と場で再三確認され、さまざまな形で公表もされてきている。[4] 日本側の関係者にとっては、それはもはや決定に近いものと認識されていたであろう。このように選手村用地として朝霞地区にターゲットを絞った背景には、米軍の基地駐留をめぐる動向があったと考えることができる。

一九五三年七月の朝鮮戦争の休戦協定締結により、在日米軍も逐次規模を縮小し、本国に撤退し始めた。朝霞基地のある埼玉県内においても、一九五三年一〇月の大宮基地内の陸軍病院の閉鎖を皮切りに、一九五八年九月一六日、大宮基地は全面的に返還された。熊谷基地は、一九五七年八月頃から第八騎兵連隊が逐次撤退を始め、一九五九年五月一日に返還された。その一方で、一九五四年七月一日の防衛庁設置法の施行に伴って、翌五五年九月一日、浦和市内に初めて自衛隊埼玉地方連絡部が設置され、一九五七年一〇月一日、米軍大宮基地跡に自衛隊駐屯地が設置された。また、一九五八年八月一日には、米軍熊谷基地跡地に第二航空教育隊および熊谷地方警務隊が新設され「航空自衛隊熊谷基地」として発足した。[5] 米軍によって接収、使用されていた土地が日本側に返還されても、代わりに自衛隊が駐屯するなど「軍」との関係が継続する地区もあった。

朝霞基地の場合は、こうした事情が入り交じったものであった。南キャンプに駐留していた陸軍部隊が逐次北キャンプに移動し南キャンプは空軍部隊が一部を使用するだけとなり、南キャンプは根津地区をはじめとして小施設が数次にわたって返還されていた。代わって、一九六〇年三月、陸上自衛隊が朝霞に駐屯し、業務隊の新設、豊川から第一建設隊、立川から輸送学校が移転し、翌年には第一施設師団、体育学校が設置された。[6] これらの経緯にたいする朝霞・和光地域の受けとめ方は、自衛隊が駐屯したといっても朝霞キャンプ一四〇万坪のうち一五万坪を米軍から借用しての開設であり、[7] 南キャンプが「遊休地」化していることに変化はないこと。そして、自衛隊の駐屯はオリンピック選手村の建設までのことであり、場合によっては米軍も撤退するかもしれない、といやが上にも期待が高まるとい

うものであった。こうした地元の受けとめ方と組織委員会や大会準備関係者の認識との間には大きな違いはなかった。[8]一方、ワシントンハイツについては、国防省の方針で市ヶ谷に米軍司令部を置いている関係で、近接した地域の代々木は司令部関係者の宿舎用地として必要であるとする米軍側の姿勢は強固なものであった。[9]

こうした状況のなかで、土地の返還の見通しという点においては、朝霞キャンプの可能性が最も高いものと認識され「朝霞選手村」計画は進められていた。

(1)『東京都議会史』第五巻・下、一九七五、二頁。
(2) 同前、三頁。
(3) 外務省外交史料館所蔵の史資料より。具体的な内容は「一　キャンプ・ドレイク内のサウスキャンプの一部、四二万五千坪の返還を受けて選手村用地として使用する。二　キャンプ・ドレイク内の根津パークの約二九万五千坪は全面解除して射撃競技場及び駐車場用地として使用する。三　ワシントンハイツ南側一帯の約九万坪の返還を要請して東京大会の水泳・球技室内競技場及び駐車場並びに緑地用地とする。」
(4) たとえば、『東京オリンピック（オリンピック東京大会組織委員会会報）』第一号、一九六〇年三月二五日。
(5) 埼玉県編『埼玉県行政史』第三巻、一九八七、六〇六頁。
(6) 朝霞市教育委員会市史編さん室編『朝霞市史』通史編、一九八九、一三二五頁。
(7) 和光市編『和光市史』通史編、下巻、一九八八、七三五頁。
(8) 東龍太郎『オリンピック』、わせだ書房、一九六二、一五三頁。
(9) 前掲書(1)、一二頁。

(二)「青天のへきれき」の米軍回答

一九六一年になってからまもない一月一七日、日米合同委員会の審議が始まった。日本側は、二月八日の第一五回組織委員会において朝霞選手村の基本計画を決定するなど、既定方針に基づいて選手村の準備を進めていた。そうしたなか、五月九日になって日米合同委員会で返還に関する「東京オリンピック大会建設用地としてのキャンプ朝霞及びワシントンハイツ住宅地区の部分解除について」と題された米軍側からの回答が寄せられた。やや長くなるが、以下に回答の全文（図面は除く）をあげておく。[1]

A　朝霞地区（日本側が返還を要求した部分）についてキャンプ朝霞の同封図Yと表示した（日本側から返還を要求された部分）は、下記条件をもってオリンピック大会期間中、一時使用に供することができる。

（1）同封図に示す、この区域の使用は一九六四年オリンピック期間中、一時使用承認によるものとし、オリンピック大会終了後六十日以内に在日米軍の受諾しうる状態に復旧すること。

（2）在日米軍がこの区域を使用する必要がある緊急事態の場合、この一時使用は直ちに打切られるものとし、本施設区域を直ちに米国政府に引渡すこと。

（3）在日米軍が現に使用中であり、また将来も継続して使用する必要のある諸施設には支障を与えないこと。

（4）本区域内の在日米軍の使用する以外の全施設は日本政府がこれをオリンピック大会のために使用し、また、在日米軍の事前承認により改良または再建すること。

（5）追加施設は日本政府により在日米軍の事前承認に基づき建設すること。

（6）一時使用承認区域内の在日米軍使用施設に通ずる現存あるいは代替道路の通行は、現在同様自由とし、この施設に現在供給されている公益役務（電気、ガス、水道等）は引続き供給されるが、あるいは日本政府が適当な他の代替役務を提供すること。

B　キャンプ朝霞の日本側要求区域を返還する替りに、米国政府は同封図にXと表示した桃手住宅地区の北方部分を返還する用意がある。

C　ワシントンハイツ地区の返還について

別々の数個所の住宅区域を運営する場合の米国政府の経費を考慮した結果、米国政府はワシントンハイツ住宅地区の一部分を返還することはできないが、ワシントンハイツ住宅地区と同様の施設が下記のとおり建設されるならば、ワシントンハイツ地区全体を返還する。

（1）リンカーンセンター住宅地区を本計画の一部として包含すること。したがって、本地区はワシントンハイツと同時に移設により返還する。次項以下に示す戸数は、リンカーンセンター住宅地区及びワシントンハイツ住宅地区両者の総数である。

（2）二十八戸を府中空軍基地に移設すること。この移設には追加戸数を維持するために必要な公益役務の追加設備を含むこと。

（3）八百四十八戸を大和空軍基地に移転すること。建設敷地はこの基地に隣接する土地を新規に取得し、提供すること。大和には若干の付属施設があり、ワシントンハイツの同種施設の代替施設の一部を充足できる。この八百四十八戸は調布水耕園でも受諾できる。

（4）必要付属施設及び公益役務を提供すること。これら施設は住宅入居時まで完成し、運営可能であること。

2　建設及び移設の全経費は日本政府において負担すること。

3　リンカーンセンター、ワシントンハイツの返還以前に入居可能なよう代替施設全体を完備すること。

4　細部の協議は下部段階で行う。しかしできるだけ早く代替施設の範囲を施設特別委員会を通じ合同委員会により

確定すること。

この回答は、これまでの選手村に関する議論を根底からくつがえすものであった。東都知事が「青天のへきれき」[2]と表現したように、日本側にとってはまったく唐突なものとしか映らず、関係各機関、および関係者の困惑ぶりはいかばかりのものであったろうか。それは、次に見る慌ただしいばかりの対応から推し量ることができる。[3]

米軍回答のあった翌日の五月一〇日は、各方面で対応に追われていた。各省の事務次官で組織されている政府のオリンピック対策協議会も緊急に幹事会を開催し、米軍にたいして朝霞返還の方針で再交渉にあたることを決定した。また、東京都も都議会オリンピック東京大会準備協議会第八回実行委員会において、準備進捗状況の調査報告である知事宛の意見書「オリンピック東京大会準備促進について」が提出されたが、ここでも「朝霞選手村」とされていた。翌一一日、組織委員会は緊急総会を開催し、従来通り朝霞返還要求を進めることとし、あわせて、八人の委員からなる緊急対策委員会を設置することを決定した。続く一二日、組織委員会第一回緊急対策委員会が開催され、ここでも既定方針通りに接収解除を促進することを再確認した。同会は、政府にたいして「第一、従来は政府の窓口が分かれておったが、将来の折衝の面で困難をきたさないように各閣僚が一致して高度の政治折衝を開始すること、第二、問題を直ちに日米合同委員会に持ち込んで、日本側の回答を示すことが、いまだその時期ではない。そういう形ではなく、特に、外務・防衛両国務大臣が緊密に連絡し有効な手を打つこと」の二点を申し入れた。[4]

一三日、都議会オリンピック東京大会準備協議会第九回実行委員会は「オリンピック東京大会における朝霞選手村の用地確保に関する意見書」の案文を起草し、一五日には、都議会昭和三六年第一回臨時会において「オリンピック東京大会における朝霞選手村の用地確保に関する意見書」を了承し、翌一六日に、都議会副議長、各派幹事長、正副実行委員長が、意見書を大平官房長官に手交し、強くその推進を要望した。

政府の中枢部においても、一七日、オリンピック関係閣僚懇談会が開催され「朝霞選手村」を確認するとともに、対米交渉は外務・文部両大臣が直接その折衝にあたることを決定した。これを受けて、六月八日、小坂外務大臣は駐日アメリカ大使にたいし朝霞返還について米国政府の再考を要望した。

以上のように、米軍の回答以後、まさに一日として日を空けずに「朝霞選手村」の既定方針への巻き返しを図る関係各方面の動きを見ることができる。こうした日本側の動きにたいして、六月一六日、米側が朝霞返還について若干の変更回答を示した。その内容は、朝霞地区の返還規模を拡大して約三七万二千坪とし、これによって八千人の選手宿舎をつくるのには十分な面積となるであろうとするものであった。こうした若干の「修正」部分はあったが、八月八日、小坂外相と米大使との直接交渉の場においても、米大使はワシントンハイツの全面返還を主張して譲らなかった。続く一〇日、組織委員会の津島会長、田畑事務総長、および東都知事らは池田首相に打開策を求めたが、調達庁の試算で示されたワシントンハイツの移転費約八〇億円は「金がかかりすぎる」として、一部返還、全面返還ともに困難であるとの意向を表明し、代替地選定を指示した。(5)

(1)「東京オリンピック大会建設用地としてのキャンプ朝霞及びワシントンハイツ住宅地区の部分解除について」『東京都昭和三六年度第一九回庁議資料』一九六一年六月六日（東京都公文書館所蔵）。

(2) 東龍太郎『オリンピック』、わせだ書房、一九六二、一五二頁。

(3) 東京都オリンピック準備局「オリンピック東京大会における選手村の現在までの経過」、一九六一年一〇月九日（東京都公文書館所蔵）。『東京オリンピック（オリンピック東京大会組織委員会会報）』第五号、一九六一年七月二〇日。オリンピック東京大会組織委員会『第十八回オリンピック競技大会　公式報告書』上巻、一九六六。東京都『第一八回オリンピック競技大会東京都報告書』、一九六五。『東京都議会史』第五巻・下、一九七五。

（4）前掲書『東京都議会史』第五巻・下、五～六頁。

（5）「国立総合体育館等に伴うワシントン・ハイツ地区の返還問題に関する資料」『東京都昭和三六年度第二八回庁議資料』、一九六一年八月一五日（東京都公文書館所蔵）。

（三）「代々木選手村」での決着へ

「朝霞選手村」の可能性を関係各方面が模索しているなか、八月一八日、自民党オリンピック大会準備特別委員会は「ワシントンハイツの全面返還の実現」を打ち出した。[1] これがひとつの転機となったかのように、二三日には、都議会オリンピック東京大会準備協議会第一二回実行委員会において「ワシントンハイツの全面返還の要請」を決定した。しかし、この段階では「選手村とは関係なく国立総合体育館を建設する必要から」全面返還を推進するというものであった。[2] 前述のように経費の面からワシントンハイツ返還に難色を示していた池田首相にたいして、九月一日、組織委員会は「ワシントンハイツの代替地はない」ことを申し入れ、六日にはライシャワー米大使が池田首相に「米軍は東京都内にあるワシントンハイツはじめ米軍基地を郊外へ移す計画である。現在難航しているオリンピック東京大会室内総合体育館の敷地問題もこの線にそって検討してみてはどうか。また米軍の朝霞キャンプドレイクに予定している選手村も再検討してはどうか」との意向を伝えた。[3] 大使は神奈川県知事との会談においても「この機会に日本の首都のまんなかにある米軍施設をおかえしするのは日米友好のためにもいいことと思う。私としても返還実現に協力する」と述べた。[4] この大使発言の意味するところは、ワシントンハイツ全面返還が在日米軍基地再編成の一環に位置づく提案であり、新安保条約にたいする国民の反対運動の大きさをも十分に認識した上で提起されたアメリカの戦略であったということである。[5] この点から、前述の八月八日の外相・米大使会談を振り返ってみるならば、この会談

での発言はアメリカからの最後通牒ともいえるものであった。

新安保条約をめぐる内外の動向を意識し、また、ライシャワー大使の意向を勘案してか、九月二〇日の自民党役員会において、津島会長にたいして、ワシントンハイツ全面返還を受け入れ、プールだけでなく選手村もあわせて建設することが望ましいとする意見が伝えられた。二二日の組織委員会第四回懇談会で、この自民党役員会の模様が報告された。懇談会では、委員のほとんどが「代々木選手村」に傾いたが、埼玉県と東京都選出委員は変更に強く反対し、二六日に再度懇談会が開催され議論が戦わされたが結論は出ず、移転が可能かどうかの調査を実施するという点を了承するにとどまった。(6)

「朝霞選手村」を前提に準備を進めてきた東京都では、一〇月の都議会第三回定例会において東知事が「朝霞選手村の方針は不変」と表明した。しかし、一〇月六日の第二四回組織委員会会議に事務局作成の調査結果報告がなされると、選手村をワシントンハイツに決定しようという空気が大勢を占めることとなった。マスコミ報道も、『朝日新聞』が九月一九日に「選手村を代々木へ」という社説を掲げ、一〇月五日に再び社説で「ワシントン・ハイツに踏み切れ」と論じるなど「代々木選手村」をうながす論調となっていた。それでもなお、都選出委員はこれまでの経緯を根拠に反発を続けていた。こうした状況のなか、九日には都と組織委員会との懇談会がもたれ、何とか「代々木の方向」に決定してほしい旨の要望が出された。一一日、都議会オリンピック東京大会準備協議会・実行委員会が開催され、朝霞に関連して埼玉県関係者が傍聴した。論議は四時間に及んだが結論を得られず、一四日に再度開催された。この会議には、組織委員会から津島会長と田畑事務総長も出席し、選手村の「転換」の経緯を説明した。この場で、組織委員会として見通しの誤りについて釈明・陳謝し、代々木選手村への転換について都の協力を要請した。(7)

一六日、都議会オリンピック東京大会準備協議会が開催され、東知事より選手村の経緯についての報告がなされ、

翌一七日には、「代々木選手村」の方針への変更について「会長一任」という結論を得るに至った。この時点で、都議会各派幹事長会は「オリンピック東京大会選手村を朝霞キャンプからワシントンハイツに変更することについての要望書」を取りまとめ、翌一八日、この要望書を中心に、政府側（自治相、建設相）、組織委員会（会長、事務総長）と都側が懇談し、「要望書の内容が閣議決定事項として決められれば都議会も了承するであろう」と申し入れた。二〇日、閣議でこの件が報告され「組織委員会に異議がなければ閣議決定と了解してよい」ということで落ち着いた。二三日、都知事と都議会議長の連名で「オリンピック東京大会の選手村をワシントンハイツに変更することについての要望書」を内閣総理大臣ほか大蔵大臣、文部大臣、建設大臣、自治大臣、防衛庁長官、総理府総務長官宛に提出した。同日に開催された第二五回組織委員会会議において、都の要望を満場一致で承認した。[8] 都議会議長の「形式は要望書であるが、実質的には条件である」との発言は、この要望書の性格を端的に示すものである。二四日、正式な閣議決定となり、総務長官から知事・議長宛に閣議決定事項の写しが送付され、ここにおいて選手村はワシントンハイツとすることが正式に決定された。[9]

（1）東京都オリンピック準備局「オリンピック東京大会における選手村の現在までの経過」、一九六一年一〇月九日。（東京都公文書館所蔵）

（2）八月三〇日の都議会各派幹事長会決定。『東京都議会史』第五巻・下、一三頁。

（3）『毎日新聞』一九六〇年九月九日。

（4）『朝日新聞』一九六〇年九月二三日。

（5）公安調査庁『安保闘争の概要』、一九六〇。日高六郎編『一九六〇年五月一九日』、岩波書店、一九六〇。信夫清三郎『安保闘争史』、世界書院、一九六一。

(6) 前掲書(2)、一三頁。
(7) 同前、一四～一五頁。
(8) 同前、一五～一六頁。
(9) 『東京オリンピック（オリンピック東京大会組織委員会会報）』第七号、一九六一年一二月五日。

(四) 地域間の「綱引き」と「条件闘争」

① 東京都と渋谷区

前項までに見てきた選手村選定の経緯のなかで、「代々木選手村」に最後まで反発していた東京都であるが、ワシントンハイツ地区の返還を都として前々から要望していた経緯からすれば「渡りに船」ではなかったのか。案に違い、最後まで「朝霞選手村」に固執した背景には、朝霞地区を前提として環状七号線等の道路建設を進めてきており、一九六一年には「オリンピック関連道路」として新道路五カ年計画を策定し、同年四月一日に道路建設本部を設置するなど「東京の大動脈」ともいうべき道路網の本格的な建設に乗り出したばかりという事情があった。(1) この時点での選手村用地の変更は、開催までに道路整備が間に合わなくなる可能性や多額の追加経費が必要となるという点にとどまらず、そこから派生する都市計画全体への悪影響にたいする懸念を生じさせるものであった。そのため、交渉の過程において道路の建設整備に関してとりわけ強いこだわりを見せ、最終的に閣議決定において「既定の道路計画は、これを推進すること」、および「選手村変更に伴う新たな道路計画については、関係当局において検討のうえ善処すること」の二項を引き出した。

一方、東京都の態度とは逆に、地元の渋谷区では「ワシントンハイツに選手村を」という要望は、オリンピック大

会招致が現実のものとなった頃から表明されていた。「環境浄化」の住民運動への対応や「基地問題」の解決への妙案を見いだせないでいた区当局や区議会にとって、オリンピック開催は問題を一挙に解決できる好機ととらえられた。「朝霞選手村」の路線は動かし難いものと各方面が受けとめていた時期から、区当局や区議会は組織委員会をはじめ関係各機関にたいして積極的な働きかけを行った。(2) 一九六〇年二月一〇日に議会で「ワシントンハイツにオリンピック村招致に関する決議」を可決し、これを受けて「オリンピック村誘致運動計画」を発表した。三月二一日、区内民間団体代表によるオリンピック村招致運動世話人会が開催された。この会での決定に基づいてオリンピック村招致区民連盟準備会が発足し、五月七日には区民大会を開催し、区民連盟として正式発足した。(3) 区としても三月二二日、渋谷区オリンピック村招致協議会を発足させた。この後、官民あげての積極的な招致活動を進めるものの「朝霞選手村」の方針に動きはなく、招致活動も停滞を余儀なくされた。この状況を一変させたものが、これまでに見てきた「代々木選手村」への「転換」であった。これに勢いを得た渋谷区の運動は、これまでにも増して活発なものとなった。

渋谷区が、ワシントンハイツの全面返還にこだわった理由は、第一に、すでに述べたように「基地問題」の解決を意図したものであった。同時に、将来的な都市計画用地として、広大な土地であるワシントンハイツは何としても獲得したいものであった。

以上見てきたような東京都と渋谷区、それぞれの事情によって選手村選定に対する態度が異なっていたが、最終的には、東京都の出した「条件」のひとつ「ワシントンハイツ地区は、オリンピック東京大会の終了後、これを森林公園に転用すること」が閣議決定されたことによって、渋谷区は所期の目的を果たすことはできなくなった。「代々木選手村」を望まなかった東京都が政治的な駆け引きのなかで自らの要求の大半を押し通す反面、代々木案を当初から

主張していた渋谷区は都市開発のための土地確保という目的を達することができないというねじれ現象が起こった。

② 埼玉県と和光・朝霞

一方、突然に「梯子をはずされた」感のある朝霞・和光地区と埼玉県の対応であるが、一九六一年六月一日、県議会で「朝霞選手村の建設に関する組織委員会当初の計画が早急に実現されるよう強く要望する」ことを趣旨とした「オリンピック東京大会における朝霞選手村の用地確保に関する意見書」が可決され、県議会議長名で首相ほか関係各大臣宛に送られた。[4] 選手村に関するこれまでの経緯からすれば当然の行動であった。「ペテンにかけられたようなもの」と憤慨していた埼玉県が代々木案を了承するにあたって出した条件は「一　モモテ地区の返還については政府の責任で実現すること　二　返還を受けた同地区には、地元埼玉県と協議の上、オリンピック関係施設又は適切な公共施設を建設すること　三　既に計画されているオリンピック道路（県道浦和田無線）、笹目橋架橋などについては、既定方針通り大会時までに完成すること」[5] というものであり、一〇月二〇日のオリンピック関係閣僚懇談会において、この要望はほぼ受け入れられた。

この決着を見る以前、六月一六日の米軍回答にあった「モモテ地区北部を返還する。米軍住宅に使用しているモモテ地区南部も、移転経費を日本側が負担する条件で返還する」を受けて、組織委員会は当初予定していた選手村の敷地面積を七二万坪から三四万坪に縮小し、付属練習施設等の一部縮小を決定した。この時点においても依然として選手村は朝霞キャンプであり、それを前提としての計画の「修正」であったが、[6] この米軍回答を「当事者」である和光・朝霞は、どのように受けとめたのであろうか。少し詳細に見ていくと、隣り合わせの自治体の悲喜こもごもの対照的な様子をうかがうことができる。当初の接収解除を要求した朝霞基地南キャンプ地区は朝霞市の区域であったが、

米軍側の回答のあったモモテ地区北部は大和町（現、和光市）の区域であった。それゆえ、朝霞にとっては返還要求の拒否に近い衝撃的な回答であったが、大和町当局にとっては基地返還と跡地利用が一挙に実現するものとして積極的に受け入れを図るに十分なものであった。大和町は選手宿舎をオリンピック終了後に一般住宅に転用する計画を立案し、「五万五〇〇〇人都市構想」を新たな都市計画、地域開発の目標に据えた。(7) 結果として見るならば、オリンピック選手村は代々木に決定され、この時期に和光・朝霞は、ともに基地返還と都市開発を十全に果たすことはできなかったが、閣議決定のなかの一項「返還を受けたキャンプ朝霞の桃手地区の利用については、地元の要望をじゅうぶんに考慮すること」等、政府の援助を取り付けたことで、基地返還の見通しが以前よりも開けてくることになった。

③ 調布

選手村問題に関しては「対岸の火事」であったところの調布地区にとっては、「ワシントンハイツ移転」という思いもかけぬ火の粉が降りかかってきたといえる。

一九六〇年頃になると、新安保体制の元で米軍駐留の状況が変化し、調布飛行場もほとんど使用されなくなっており、第五章でふれた地域開発問題も絡んで調布飛行場の接収解除が大きな問題として浮上していた。すでに自衛隊や民間航空会社などが自らの飛行場として受け継ぐべく食指を動かしていた。これにたいして、市や市議会は地元への返還を要望し、住民も飛行場としての継続使用は騒音問題など生活に大きな影響を与えるものとして飛行場存続に反対する意識が強くなってきた。一九六一年一月には、調布市長は日本住宅公団総裁宛に「調布飛行場の払下げについて」という文書を出し、住宅地開発を念頭に住宅公団が飛行場の払い下げに共同歩調をとってくれるように要請した。そんななか、三月一八日、調布市議会で「調布基地閉鎖に伴う払下げ要求に関する決議」が満場一致で可決され、市

当局においては解除地区を水耕農場に限定するという意見もあったなか、以後、調布市としては水耕農場を含めた「調布基地」全体の返還が方針となった。[8] なお、水耕農場が一九六一年六月をもって閉鎖することが決定したことから、同年五月三一日、調布、三鷹、府中の三市の市長と市議会議長がそろって調達庁、日米合同委員会、東京都にたいして水耕農場の解放を求める請願陳情を行った。[9]

以上のような状況のなかで、これまで見てきた選手村用地変更問題が起こり、米軍住宅の代替地として調布飛行場跡地が注目されるようになった。当該用地は、五月の請願陳情の構成メンバーから分かるように、調布市のほか府中市と三鷹市にまたがる地区であったため三市の市長と市議会議長を中心として問題への対応が図られたが、必ずしも足並みがそろわなかった。というのも、府中市と三鷹市にとっては「ハイツが移転してきても大勢に影響ない」との認識であったが、調布市にとって当該用地は市域の大きな部分を占めており、その開発のあり方が将来の市全体の開発の方向性を左右するほどのものであったからである。こうした立場の違いから、要望書ひとつとってみてもなかなかまとまらなかったが、それでも三市が連帯して交渉に当たる必要性だけは認識されていた。[10]

最終的には、「オリンピック成功への協力」を大義名分として「地元の意向の尊重」という線を引き出そうという「条件闘争」を採ることとなった。五月の米軍回答から約半年後の一九六一年一一月一七日、三市は「調布水耕農園にワシントンハイツ等移設に伴う条件」を総理府に提出し、一二月五日に総務長官から口頭で、九日には文書で回答を得た。[11] この回答は具体的なものに乏しく、問題の解決は翌年に持ち越された。翌六二年一月二四日の都との協議以降何度かやりとりが行われ、三月一五日になって一応の決着を見せた。地元自治体としては、「あばれ野川」といわれ、大雨のたびに氾濫を繰り返していた野川の治水事業と周辺道路整備を勝ち取ったということになる。その一方で、全面的な「基地返還」という目標から「条件闘争」へ転換したことにたいする住民の批判も存在し、調布基地反対三

市平民共闘会議が三市の市長宛に「ワシントン・ハイツを調布飛行場へ移転に関する件」という「公開質問状」も提出された。(12)

(1) 東京都『都民と都政の歩み　東京二〇年』、一九六五、四四八頁。
(2) 『渋谷区議会史』、一九七六、一一〇一～一一〇二頁。
(3) 同前、一一〇五～一一〇七頁。
(4) 埼玉県議会史編さん委員会編『埼玉県議会史』第十巻、一九七八、八九七頁。
(5) 和光市編『和光市史』通史編、下巻、一九八八、七二九頁。
(6) 『東京オリンピック（オリンピック東京大会組織委員会会報）』第五号、一九六一年七月二〇日、六～七頁。
(7) 前掲書(5)、七二八頁。
(8) 『調布市議会報』第五号、一九六一年四月二一日、二頁。
(9) 『調布市報』第六八号、一九六一年六月五日、一頁。
(10) 調布市市史編集委員会編『調布市史』下巻、一九九七、八五〇～八五二頁。
(11) 調布市企画調整部『関東村住宅地区跡地及び旧調布飛行場の経緯と関係資料集1』、一九八三、一六～二一頁。
(12) 前掲書(10)、八五七～八五九頁。

インテルメッツォ（間奏曲）

本稿では、第一に、戦後の日本社会の復興と歩調をあわせるようにスポーツ界も国際復帰を果たしオリンピック招致を獲得するに至る過程、第二に、オリンピック東京大会準備のプロセス、とくに選手村の用地選定問題に関わった

三つの地域と用地の歴史的経緯を重ね合わせながら選手村決定までの過程を考察してきた。後者の考察から見えてくることを一言で特徴づければ、問題となった用地にたいする各層の思惑の歴史的錯綜であった。第五章の末尾でも述べたが、当該用地は、戦前の軍部による半ば強制的な徴収と戦後混乱期の占領軍による接収という歴史的経緯のなかで、そこに暮らす人々をはじめとするさまざまな層の思惑が折り重なって集積している場である。その場をめぐる戦後、とくに講和以後の住民意識ひとつとってみても、大勢は「基地」の排除、すなわち地元への用地返還とその「有効利用」へと傾いていたといえるが、「住民」のなかには「基地反対」を鮮明に打ち出す住民運動の存在もあれば、経済的な生活基盤確保の関心等から「基地存続」を受け入れる人々まで、その時々の歴史的状況にも左右されながら混濁した様相を呈していた。

オリンピック選手村選定をめぐる各層の思惑を規定しているもうひとつのものに、戦後復興から高度成長への移行にともなう「都市開発」の始動という時代状況があげられる。この当時、各自治体は開発への「夢」をそれぞれ思い描いていた。地域的偏差を伴いながらも「開発主義イデオロギー」[1]は公定されたものとして広がっていった。しかるに、東京都にとっては「首都建設法による計画の失敗、その拡大再生産ともいうべき首都圏整備法による整備計画も、思うにまかせぬ進行状況にある一方、東京は絶え間なく巨大化し、過密化し、都市問題は次々に新しい局面を展開しながら深刻化していった。オリンピックはこうした状況改善の、いわば起死回生のチャンスと都政担当者は理解し意義づけ」[2]ていた。「首都圏整備法」については第五章の調布の項でもふれたが、埼玉県においても東京近郊県としての都市化が動き出していた。第一に、「東京県民」「埼玉都民」との呼称がマスコミ用語として登場する兆しが現れたことに見るように、東京都からの転入者を中心とする人口の社会増が顕著となり主に県南部に大型住宅団地の造成が進められていた。[3]同時に、工業団地の誘致計画も実施に移されるなど、農業から工業への産業構造の転換にも着手さ

れており、[4] 朝霞・和光はまさにその真っ直中に位置するものであった。ただし、開発への「夢」が結ぶ像は自治体によって異なり、ときには対立するものとなった。第六章で見た東京都と渋谷区の対立がそれを示している。

以上の点をあわせてみるならば、選手村選定の過程での諸問題は、「歴史」と「同時代性」とが交錯するなかにあって、オリンピック開催という「触媒」の出現によって関連する複数の場において生起した歴史社会的な事象であったととらえられる。このとき、オリンピックとはあくまでも「名目」であった。少なくとも出発点においては、「基地」の排除の口実として、開発の促進の契機として、それぞれがそれぞれの思惑と目的を成就させる上で便乗するに好都合なものととらえ位置づけた。すでに第一部の最後の部分で、オリンピック招致における国（政治）と東京都、そして日体協の関係を「同床異夢」と評したが、ここでもその形容が当てはまるであろう。この点は、古川隆久による「皇紀二六〇〇年」を契機とする国家政策と国民意識とのズレについての指摘と重なるものと思われる。[5]

ただし、この「同床異夢」の状況を「アナーキーな混在」状況としてとらえることはできない。選手村の決定について最終的には国（政治）の主導による決着という形を取った。そこには国の譲歩をも引き出させる場面があったが、対立と妥協と調整の末、「国家」による裁定が下された結果としての「代々木選手村」だったのである。そして、この点は今後の課題となるが、「国家」の登場による選手村問題の終息・収束を端緒として、これ以後、オリンピック東京大会をめぐる「同床異夢」の状況に変容が起こってくる。いいかえれば、「国家」を軸とする「収斂」が図られていくことになったと思われる。一例として、本稿で対象とした三つの地域のうち代々木の「その後」を挙げれば、選手村や屋内競技場が建設された渋谷区はオリンピック本番の際は「本拠地」となった。そこに「オリンピック協力会」の結成など官製の区民運動のなかで大人から子どもまで多くの区民が「動員」される姿を見ることはさして難しいことではない。[6] 学校教育の現場においてオリンピックは「教材」にもなった。[7] ここにおいて、代々木にとってオリ

ンピックは、もはや利用すべき口実でも、よそよそしい他人事でもなくなったのである。いずれにしても、東京オリンピックは「よりリアルな眼、より合理的な判断力をも一時停止させ、壮大なドラマのなかに国民のすべてを吸収してしまった不思議な魔力」[8]をもち、「国家」とイデオロギーという問題にも通じる側面をもつことが徐々に明らかになっていく。

今後の課題という点からすれば、「国家」の介在という視点とは別に、東京オリンピックがもたらしたものは何であるかについて予備作業的にでも記しておく必要があろう。現時点からオリンピック東京大会を振り返るときに第一に見えるものは、人々の「記憶」のなかにある東京オリンピックの大きさであろう。「スポーツ」とは何であるのか、オリンピックとはどんなものであるのか等について、東京大会はかつてない強いインパクトを与えた。「不思議な魔力」に取り憑かれたかどうかは別として、「世紀の祭典」というスペクタクルな場にたいする文学者たちの表現[9]、それはオリンピックを「観戦」した多くの人々の思いの集約的表現であった。さらに、ここでは東京大会はテレビ・メディアによって「同時性」「共時性」という特性を持つ映像がかつてない広さで伝えられた最初のオリンピックであったことをあげておこう。また、ベルリン大会を記録したレニ・リーフェンシュタール監督の映画『民族の祭典』『美の祭典』[10]のもつ歴史的意味になぞらえれば、市川崑監督による記録映画『東京オリンピック』の存在を見落とすことはできない[11]。これらのものが、人々の目や脳裏に刻まれた映像や言説を「記憶」として今に至るまでつなげ、新たな「記憶」を再生産させながら、東京オリンピックを「戦後最大のイベント」として「承認」させる基盤となった。

以上のように、国家的事業というにふさわしいスポーツ政策としての東京オリンピックが、その全体像を提示し、同時代を生きた人々にたいしていかなる影響を与え、またそうした人々がオリンピックやスポーツにたいして、あるいはスポーツ政策にたいして何を与え返しているのかが明らかになるのは、本稿が対象とした時期以後のことである。

その意味で、ここで考察の「幕を引く」にしても「第一幕」のそれであって「最終幕」のそれではない。本来ならば「エピローグ」とでも記すところであるこの項を「インテルメッツォ（間奏曲）」と題した意味は以上のようなものである。「一幕オペラ」も珍しいものではないが、この「インテルメッツォ（間奏曲）」を「第二幕」への「プレリュード（前奏曲）」とすべく他日を期したい。

（1）町村敬志「戦後日本における開発主義イデオロギーの形成と展開」（総合研究プロジェクト・ディスカッションペーパー七）、一橋大学大学院社会学研究科、二〇〇一。
（2）『東京百年史』第六巻、ぎょうせい、一九七九、二九四頁。
（3）埼玉県議会史編さん委員会編『埼玉県議会史』第十巻、一九七八、三四～三五頁。
（4）埼玉県編『埼玉県行政史』第三巻、一九八七、七二四～七三四頁。
（5）古川隆久『皇紀・万博・オリンピック』、中央公論社（中公新書）、一九九八。
（6）『渋谷区議会史』、一九七六、一一一七～一一三九頁。
（7）渋谷区教育委員会編『渋谷区教育史』下巻、一九九二、二三〇～二四八頁。
（8）NHK放送世論調査所『東京オリンピック』、一九六七、四二頁。
（9）『東京オリンピック　文学者の見た世紀の祭典』、講談社、一九六五。
（10）平井正『レニ・リーフェンシュタール』、晶文社、一九九九。
（11）市川昆、森遊机『市川昆の映画たち』ワイズ出版、一九九四。『「東京オリンピック」配給白書』第一編、東宝配給部、一九六五。

（本稿は、松下国際財団研究助成（一九九八～九九年）『スポーツ・イベントと開発』（研究代表　一橋大学大学院社会学研究科町村敬志教授）による研究成果の一部である。）